

第62回（令和5年度第2回）  
大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

令和5年11月22日（水）  
アートホテル大分

# 第62回（令和5年度第2回）大分県事業評価監視委員会 次第

日時：令和5年11月22日（水） 9時30分～14時00分  
場所：アートホテル大分

1. 開会の辞 9:30～
- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明

番号	事業課	事業区分	事業名	路河川名等	場所	評価内容	資料目次	時間
1	農村基盤整備課	補助	防災重点農業用ため池等整備事業	大谷地区	熊本県阿蘇郡高森町	事前	P. 1-1～	(20分)
2	農村基盤整備課	補助	水田畑地化推進基盤整備事業	叶野地区	竹田市荻町叶野	再	P. 2-1～	(20分)
3	農村基盤整備課	補助	中山間地域総合整備事業	両院3期地区	宇佐市安心院町院内町	再	P. 3-1～	(20分)

4	砂防課	交付金	通常砂防事業	一尺屋川	大分市大字一尺屋	再	P. 4-1～	(20分)
5	河川課	交付金	広域河川改修事業	一級河川 番匠川水系 久留須川（上流）	佐伯市直川	再	P. 5-1～	(20分)

《昼食休憩》

6	道路建設課	補助	道路改築事業	一般国道212号 日田山国道路	中津市山国町守実 ～日田市大字三和	再	P. 6-1～	(20分)
7	道路建設課	交付金	道路改築事業	一般国道217号 平岩松崎バイパス	津久見市大字上青江 ～セメント町	再	P. 7-1～	(20分)
8	道路建設課	交付金	道路改築事業	一般県道 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区	佐伯市蒲江 大字葛原浦 ～大字丸市尾浦	再	P. 8-1～	(20分)

3. 閉会の辞

# 資料目次

## 1. 総括表

(1) 対象事業総括表	P0-1 ~
(2) 対象事業箇所図	P0-3 ~

## 2. 対象事業

(1) 農村基盤整備課	事前	防災重点農業用 ため池等整備事業	大谷地区	P1-1 ~
(2) 農村基盤整備課	再	水田畑地化推進 基盤整備事業	叶野地区	P2-1 ~
(3) 農村基盤整備課	再	中山間地域総合整備事業	両院3期地区	P3-1 ~
(4) 砂防課	再	通常砂防事業	一尺屋川	P4-1 ~
(5) 河川課	再	広域河川改修事業	一級河川番匠川水系 久留須川(上流)	P5-1 ~
(6) 道路建設課	再	道路改築事業	一般国道212号 日田山国道路	P6-1 ~
(7) 道路建設課	再	道路改築事業	一般国道217号 平岩松崎バイパス	P7-1 ~
(8) 道路建設課	再	道路改築事業	一般県道古江丸市尾線 葛原~丸市尾工区	P8-1 ~

## 第62回（令和5年度 第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

### 【事前評価】農林水産部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			対応方針 (案)
						事業期間	事業費	事業概要	
1	農村基盤整備課	補助	防災重点農業用ため池等整備事業	おおたに 大谷地区	くまもとあそかたもり 熊本県阿蘇郡高森町	16年	12,200	堤体補強工（仮設工含む） V=5,500m <sup>3</sup> 浸透抑制対策工 A=26,093m <sup>2</sup> 整地工 1式	事業実施

### 【再評価】土木建築部

（単位：百万円）

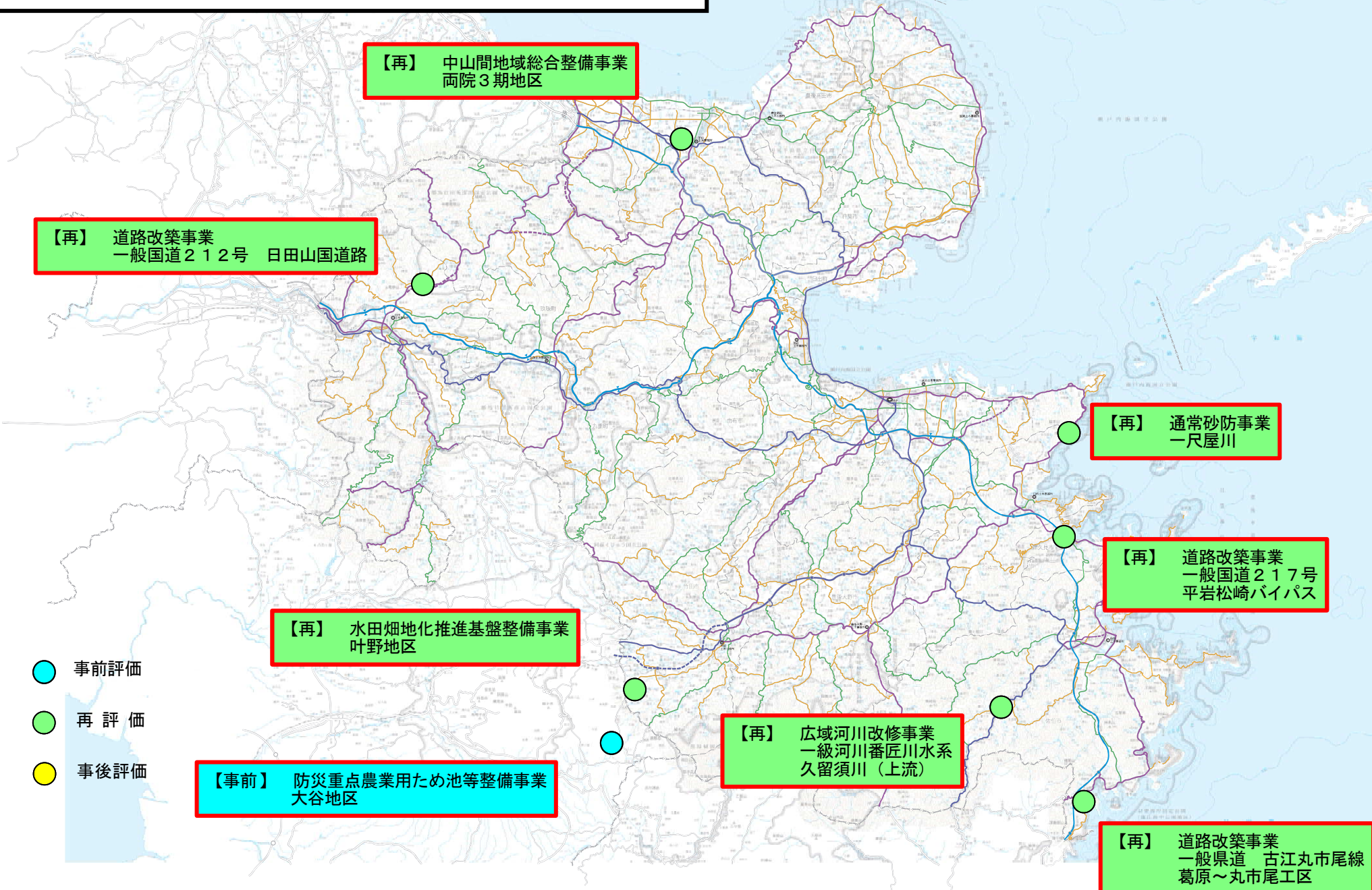
番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度				事業費			増減率 今回/前回	B/C		令和5年度迄			令和6年度以降		事業計画概要	対応方針 (案)
								当初	前回	今回	令和12年度(2030)	当初	前回	今回		年	事業費	進捗率	年	事業費				
2	道路建設課	補助	道路改築事業	一般国道212号 日田山国道路	なかつし やまにちろもろぎお 中津市山国町守突 ～日田市大字三和	再評価の必要が生じた	平成27年度(2015)	令和6年度(2024)	令和12年度(2030)	令和12年度(2030)	22,600	33,800	40,800	1.21	1.8	1.5	9年	12,261	30%	7年	28,539	延長L=8,800m 幅員W=7.0(12.0)m トンネル6基、橋梁5橋	継続	
3	道路建設課	交付金	道路改築事業	一般国道217号 平岩松崎バイパス	つぐかし おおあさかのおおえ 津久見市大字上青江 ～セメント町	再評価の必要が生じた	平成22年度(2010)	平成29年度(2017)	令和7年度(2025)	令和12年度(2030)	4,300	6,300	8,100	1.29	1.0	0.8	14年	5,442	67%	7年	2,658	延長L=1,650m 幅員W=6.5(11.25)m 橋梁2橋	継続	
4	道路建設課	交付金	道路改築事業	一般県道 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区	おいせし かまえ おおあさかすらほら 佐伯市蒲江大字葛原浦 ～大字丸市尾浦	再評価後5年	平成27年度(2015)	令和6年度(2024)	令和9年度(2027)	令和9年度(2027)	2,500	2,940	3,380	1.15	0.1	0.2	9年	2,317	69%	4年	1,063	延長L=1,580m 幅員W=5.5(7.0～9.25)m トンネル2基	継続	
5	砂防課	交付金	通常砂防事業	一尺屋川	おおいだし おおあさか 大分市大字一尺屋	再評価後5年	昭和61年度(1986)	平成20年度(2008)	令和6年度(2024)	令和10年度(2028)	4,200	4,500	4,800	1.07	2.6	2.9	38年	4,170	87%	5年	630	堰堤工4基 溪流保全工L=1,930m	継続	
6	河川課	交付金	広域河川改修事業	一級河川番匠川水系 久留須川（上流）	おいせし なおかわ 佐伯市直川	事業採択後5年	平成30年度(2018)	令和13年度(2031)	令和18年度(2036)	令和18年度(2036)	3,000		3,860	1.29	3.3	3.1	6年	337	9%	13年	3,523	事業延長L=2,780m 築堤工V=9,000m <sup>3</sup> 掘削工V=142,500m <sup>3</sup> 護岸工A=17,000m <sup>2</sup> 構造物等8基（橋梁、堰等）	継続	

## 第62回（令和5年度 第2回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

### 【再評価】農林水産部

（単位：百万円）

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度			事業費			増減率 今回/前回	B/C			令和5年度迄			令和6年度以降		事業計画概要	対応方針(案)
								当初	前回	今回	当初	前回	今回		年	事業費	進捗率	年	事業費					
7	農村基盤整備課	補助	水田畑地化推進基盤整備事業	かないの 叶野地区	たけた おぎ かないの 竹田市荻町叶野	大幅な 事業費 の増	令和 元 年度 (2019)	令和 6 年度 (2024)	-	令和 9 年度 (2027)	890		1,330	1.49	1.2	1.4	5年	678	51%	4年	652	区画整理工A=48.0ha	継続	
8	農村基盤整備課	補助	中山間地域総合整備事業	りょういん き 両院3期地区	うさ あじむ 宇佐市安心院町、 いんない 院内町	大幅な 事業費 の増	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	令和 8 年度 (2026)	令和 10 年度 (2028)	1,577	1,703	2,380	1.40	1.3	1.4	7年	1,490	63%	5年	890	総合整備一式	継続	



# 事前評価書

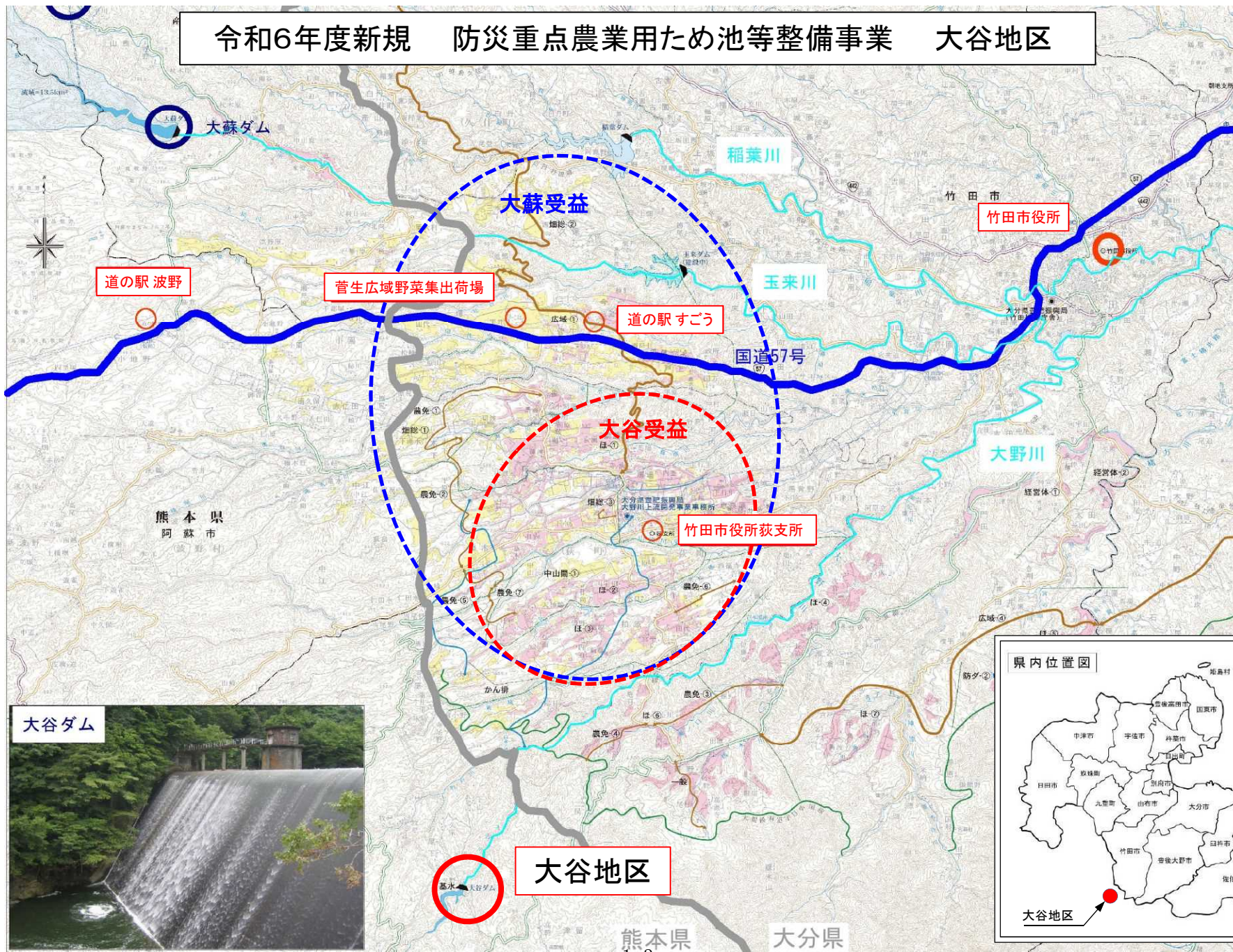
		年度	5年度
		整理番号	
事業名・路線名等		防災重点農業用ため池等整備事業 <small>おおたに</small> 大谷地区	事業主体
所在地		大分県	
事業概要	事業の目的	近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業用水利施設等が被災し、農用地だけでなく、地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発している。このため、本事業により、農業用ダムの耐震化を図り、農業生産の維持や農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を確保することを目的とする。	
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤体補強工 (V=5,500m<sup>3</sup>) (仮設工含む)</li> <li>・浸透抑制対策工 (A=26,093m<sup>2</sup>)</li> <li>・整地工 (1式)</li> </ul>	
	事業費	C=12,200百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から16年(令和21年度(2039))	
	事業段階毎の実施計画	1年目(令和6年度(2024)) 測量・設計 2年目(令和7年度(2025)) 測量・設計、用地補償 3年目(令和8年度(2026)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 4年目(令和9年度(2027)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 5年目(令和10年度(2028)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 6年目(令和11年度(2029)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 7年目(令和12年度(2030)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 8年目(令和13年度(2031)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 9年目(令和14年度(2032)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 10年目(令和15年度(2033)) 堤体補強工(仮設工含む)、整地工、用地補償 11年目(令和16年度(2034)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償 12年目(令和17年度(2035)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償 13年目(令和18年度(2036)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償 14年目(令和19年度(2037)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償 15年目(令和20年度(2038)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償 16年目(令和21年度(2039)) 堤体補強工(仮設工含む)、浸透抑制対策工、整地工、用地補償	
事業の必要性	必要性・緊急性	<b>【必要性】</b> 本地区で改修する大谷ダムは昭和15年に県営事業で完成し80年余りが経過している施設で、堤体部の老朽化が進行している。現状で安全性は問題ないものの、耐震調査の結果、大規模地震時におけるダムの挙動において、一部基準値を満足していない。また、有効貯水量150万m <sup>3</sup> のうち、令和3年度時点で約80万m <sup>3</sup> (約53%)の堆砂量があり、受益農地(A=600.4ha)では慢性的な水不足となっている。このため、ダムの安全性と用水の安定供給を図るため、耐震機能を備えた補強工事と併せて浚渫工事を行う必要がある。 <b>【緊急性】</b> 現状のまま放置すると、地震発生時に施設機能が失われ、農業関係資産(農地・農業用施設等)及び、一般・公共資産(宅地・公共施設等)へ被害を与える恐れがある。	
	整備効果	本事業により堤体補強及び堆砂土浚渫を行うことで、ダムの安全性を確保するとともに、用水の安定供給を図ることができる。	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・費用便益比(B/C) 総費用 C=8,994百万円、総便益 B=22,777百万円 ⇒ B/C = 2.5	
	工法の妥当性	・農林水産省「土地改良事業設計基準」等に基づく設計施工を行う。 ・本地区での工法は施工実績がある一般的な工法を採用しており、技術的な問題はない。	
	コスト削減	・工事期間に毎年行う仮締切に必要な大型土のうを再利用する計画としている。 ・残土は、近隣の農地造成へ流用し、有効活用を図る。 ・仮設道路計画において、比較検討の結果、最安値の工法を採用している。	
	環境等への配慮	・工事実施時には、河川や用排水路に濁水及び土砂が直接流出しないよう十分に配慮するなど 下流域の動植物が生息できる環境の保全を行い、環境負荷を低減する施工を行う。 ・施工区間に希少動植物の生息が確認された場合は、移動又は移植などの対策を行うとともに、周辺環境の景観を損なわないよう留意し、自然との調和を図る。	

事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法に基づき、地元から申請がなされた事業である。</li> <li>・市に県事業担当者が配置されている。</li> </ul>
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法による事業である。</li> <li>・大分県農林水産振興計画、大分県地域防災計画との整合が図られている。</li> <li>・竹田市地域防災計画等との整合が図られている。</li> <li>・負担区分(国:55%、県:37%、市:8%、地元:0%)</li> </ul>
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内工事であり、非出水期での施工となるため、工期の制限がある。</li> </ul>
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。</li> </ul>



# 事業箇所位置図

令和6年度新規 防災重点農業用ため池等整備事業 大谷地区



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		防災重点農業用ため池等整備事業 大谷地区		
<b>総費用 (A)</b>  投資期間 令和6～令和61 (2024) (2079) (期間の内訳) 事業期間 令和6～令和21 (2024) (2039) 維持管理期間 令和22～令和61 (2040) (2079)	施設名	整備規模	事業費	備考
	当該事業費		11,656,000	
	維持管理費		3,482,000	
			合計	15,138,000
<b>総便益</b>  測定期間 令和6～令和61 (2024) (2079) (期間の内訳) 事業完了まで 令和6～令和21 (2024) (2039) 事業完了後 令和22～令和61 (2040) (2079)	評価項目		便益額	備考
	災害防止効果(農業関係資産)		11,219,000	
	災害防止効果(一般資産)		20,168,000	
	災害防止効果(公共資産)		26,051,000	
	維持管理節減効果		▲ 35,000	
			合計	57,403,000
総費用額 (C)	8,994,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	22,777,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率 (B/C)	22,777,000 / 8,994,000 = 2.53 ≒ 2.5			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				



事前評価チェックリスト 防災重点農業用ため池等整備事業

地区名（大谷地区）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否		小項目の具体的な内容
				必須	優先	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	○		想定される浸水被害に対して人家201戸、事業所6戸、農地86.0ha、農業施設等を保全し住民の生命・財産を守る。
		緊急を要する現状の課題	浸水等による人命財産の被害がある		○	人家被害201戸
			浸水等による公共施設等の被害がある		○	県道L=883m、市道L=17,896m、河川L=13,838m
			浸水等による農地・農業用施設等の被害がある		○	農地の流出及び埋没等86.0ha、かんがい面積1040.4ha、農業用施設：農業倉庫62戸、用水路L=18,691m、頭首工8箇所、排水路L=1,379m、農道L=17,368m
	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる		-	該当なし	
	○整備効果	事業実施により得られる効果	保全人家戸数、保全人数		○	人家201戸
		重要な公共的施設の有無と施設名		-	該当なし	
		保全農地面積		○	農地86.0ha	
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	○		B/C = 2.5 > 1.00
	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令、技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用しているか	○		農林水産省「土地改良事業設計基準」等に基づく設計施工を行う。本地区での工法は一般的な工法を採用しており、技術的な問題はない。
		複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている		○	地元要望を踏まえ、地域の条件に応じた工法等を検討し、経済的な工法としている。
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入		○	工事期間に毎年行う仮締切に必要な大型土のうを再利用する計画としている。仮設道路計画において、比較検討の結果、最安値の工法を採用している。
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用		○	発生土は近隣の農地造成へ流用し、有効活用する計画としている。
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である		○	低排出ガス型の建設機械を使用する。
		周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない		○	工事用道路の防塵対策を行い、低騒音型機械を採用する。
		景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う		-	該当なし
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮を行う		○	残土処理量：約400千m3 残土処理地：近傍地（農地造成地へ流用） 処理地での対策：地形状況に応じた必要な土砂流出対策を行う。
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う		○	文化財調査については教育委員会と調整を行う。
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	○		地元から要望書が提出されており、事業実施の理解も得られている。
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	○		市に県営事業の地元調整担当職員が配属されている。
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	○		地元受益者の同意が取れている。
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項		○	河川法第24条、第26条や土壌汚染対策法などの調整が必要。
	○事業の成立性	上位計画等との関連	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性		○	大分県農林水産業振興計画に位置づけられている。
			地域防災計画等関連する計画との整合性		○	大分県地域防災計画及び竹田市地域防災計画等に位置づけられている。
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項）	○		土地改良法第2条第2項の1に基づき事業実施
		事業の採択要件を満たす		○		事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件を満たしている。
○事業の特殊性	他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる		-	該当なし	
	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）		○	河川内工事であり、非出水期（11月～4月）での施工となるため、工期の制限がある。	
	技術的難易度	技術面からの事業の実現性		○	標準的な工法であり技術的に施工は可能である。	

\* 評価項目（小項目の細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

\* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

※ 着色部は、修正不可（様式統一項目）

再評価書

様式 2-1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	水田畑地化推進基盤整備事業 <small>かないの</small> 叶野地区				
	所在地・工区名	竹田市 <small>おぎ かないの</small> 叶野				
	事業の目的	<p>国営大野川上流農業水利事業の受益地内である本地区は、水田と畑地が混在する地域で、昭和50年代に基盤整備済みであるが、区画は狭小で、農道幅員も狭い。用水路の大半は用排水兼用で、近年の施設栽培の増加から排水能力に不足が生じている。</p> <p>さらに、本地域は古くから用水量が不足し、時間給水による水管理を行っている地域で水管理に多大な労力を費やしており、これらの状況から担い手の規模拡大や農地の集積に支障をきたしている。</p> <p>このため、本事業により農地の区画拡大、用水路のバイプラン化や排水路整備、農道の拡幅等のハード整備と併せ、換地による農地集積と水田・畑地の集約化を促進することにより、生産性の向上を図るとともに、高収益作物の規模拡大により所得向上を図り、農地の大区画化等の基盤整備を進め、担い手への農地の集積を加速し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。</p>				
	再評価基準	大分県公共事業評価実施要領 第2条(2)オ(社会経済情勢の急激な変化等) 農林水産部公共事業再評価実施要領 第3条(5)ア(大幅な事業費の増加)				
	未着工・未完了の理由	令和元年8月より換地作業に着手し、令和4年9月に換地計画原案が決定したことから区画整理工事に着手し事業実施中である。				
	事業採択年度	採択年度： 令和元年度(2019)		着工年度： 令和元年度(2019)		
	事業実施予定期間	当初：令和元年度～令和6年度(2019)～(2024)		変更：令和元年度～令和9年度(2019)～(2027)		
	全体事業概要	計画概要	区画整理 A=51.3ha ⇒		区画整理 A=48.0ha	
			侵入防止柵 L= 6.6km ⇒		侵入防止柵 L= 6.6km	
			当初計画(平成30年度)(2018)	今回再評価(令和5年度)(2023)		
計画期間		令和元年度～令和6年度(2019)～(2024)		令和元年度～令和9年度(2019)～(2027)		
工種		数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
区画整理		51.3ha	646	48.0ha	984	
侵入防止柵		6.6km	40	6.6km	44	
測量設計		1式	196	1式	285	
用地補償		1式	8	1式	17	
計			890		1,330	
変更内容・理由	事業費の増 ・区画整理：用水路工の追加、排水路工の追加による増 事業期間の延伸 ・換地計画の調整による延伸(3年間)					
事業費の推移	事業進捗の状況	・事業進捗状況は、29.8%(令和4年度末) ・関係機関との調整を行いながら、計画的に事業を進めている				
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%
	全体	1,330	単位：百万円			
	令和元年度(2019)	90	90	測量設計	6.8	
	令和2年度(2020)	150	240	測量設計	18.0	
	令和3年度(2021)	60	300	測量設計	22.6	
	令和4年度(2022)	96	396	区画整理	29.8	
	令和5年度(2023)	282	678	区画整理	51.0	
	令和6年度(2024)	146	824	区画整理	62.0	
	令和7年度(2025)	146	970	区画整理 侵入防止柵	72.9	
令和8年度(2026)	146	1,116	区画整理 侵入防止柵	83.9		
令和9年度(2027)	214	1,330	区画整理 侵入防止柵	100.0		

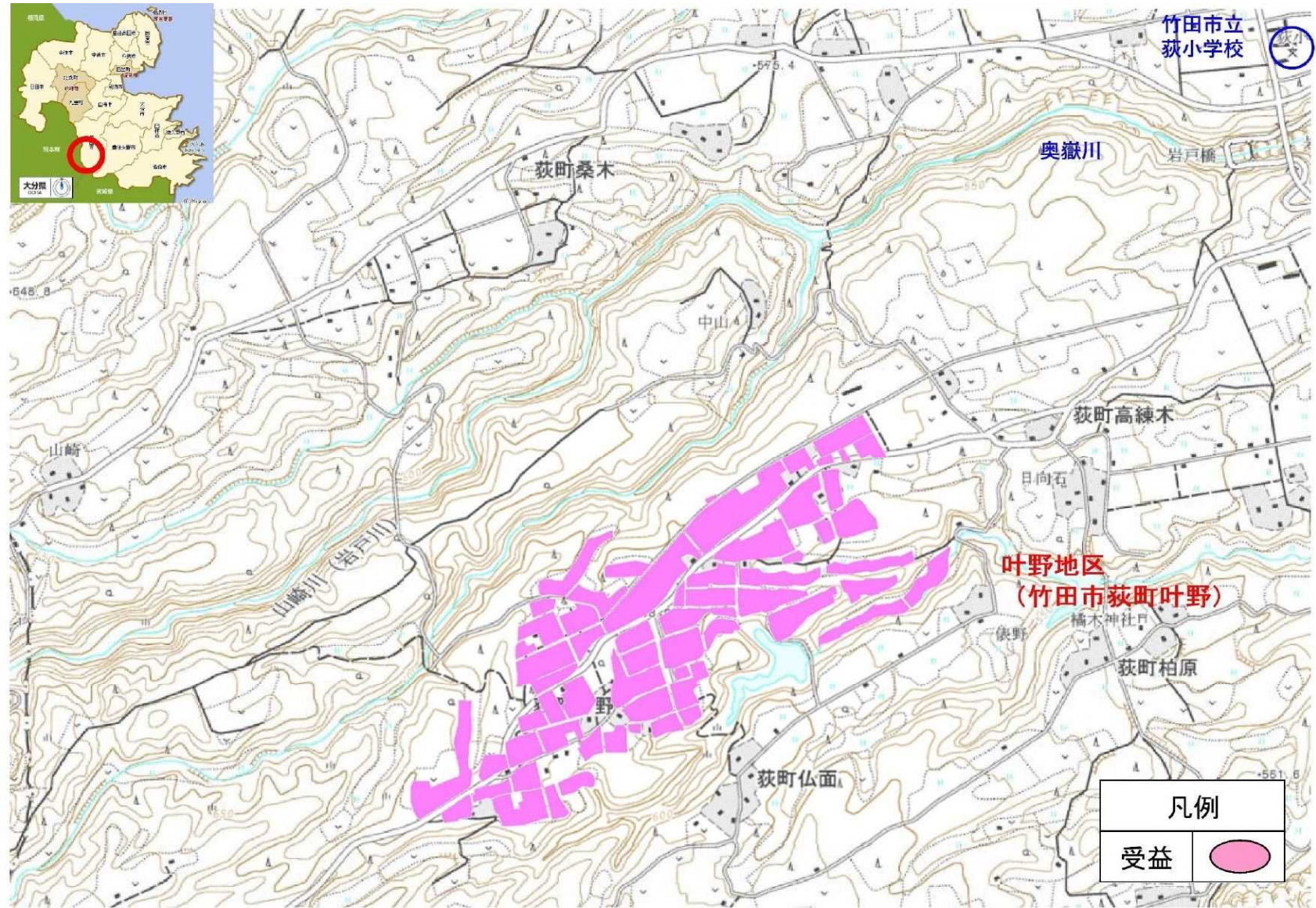
再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆前回から変更はない ・農家の減少や高齢化の進展に伴い担い手の確保対策が喫緊の課題であるなか、本地区においては、関係機関が連携し、主要な担い手への農地集積および高収益作物の規模拡大により、所得向上を図る。		
	地元情勢の変化	◆前回から変更はない ・当初より、地元農家や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回から大幅な変更はない ・高齢化等により離農予定者が増加する中、区画狭小等の不利な営農条件により担い手への貸借が進まない。 ・認定農業者が多く、トマト、白ネギ規模拡大を望んでいる。 ・大蘇ダムからの用水が2020年4月に供給され、竹田西部地域における一大生産団地育成のための先駆けとしてモデル的地区としたい。 ・農地の区画は狭小で、道路も狭く、水路も老朽化しており農業の生産性が低い。新たな担い手にまとまった優良農地を集積し、競争力ある農業を実現するために、早急に基盤整備を実施することが必要。		
	整備効果	効果は、下記のとおりである。		
		・区画整理	・担い手への農地集積 ・生産性の向上と高収益作物の規模拡大 ・労働の質的改善(労働災害の防止・軽減)	
		・侵入防止柵	・イノシシやシカの獣害被害の軽減	
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回再評価時	
		1.2	1.4	
	費用便益の分析	・前回 総費用C=1,688百万円 総便益B=2,021百万円 ⇒ B/C ≒ 1.2 ・今回 総費用C=2,555百万円 総便益B=3,575百万円 ⇒ B/C ≒ 1.4 ※総費用の増は、物価上昇等、用水路工、排水路工の追加に伴う事業費の増によるもの。 ※総便益の増は、作付けの営農計画を変更したことによる作物生産効果等の増によるもの。		
		・園芸作物の作付見直しに伴い、用水路工の延長の追加及び降雨強度式の基準改定に伴い、排水路工の延長の追加が必要となったがいずれも施工性及び経済性において比較検討し、最適案を採用している。 ・農林水産省「土地改良事業設計基準」等に基づく設計施工を行う。 ・本地区での工法は施工実績がある一般的な工法を採用しており、技術的な問題はない。		
	コスト縮減	◆前回から変更はない ・区画整理工では地区内で切盛を行い、残土を地区外に持ち出さない計画としている。		
環境等への配慮	◆前回から大幅な変更はない ・令和5年4月に現地調査を行ったが、特定の希少動植物は確認されなかった。 ・工事実施時には、河川や用排水路に濁水及び土砂が直接流出しないよう配慮する。 ・また、施工区域内に希少動植物の生息が確認された場合は、移動又は移植を行い、保護する。			
事業実施環境	事業の実効性	◆前回から変更はない ・土地改良法に基づき、地元から申請された事業である。 ・市に県事業の担当職員が配置されている。		
	事業の成立性	◆前回から変更はない ・土地改良法による事業である。 ・大分県農林水産業振興計画、農業農村整備長期計画との整合が図られている。 ・竹田市の農業振興計画等との整合が図られている。 ・負担区分(国:55%、県:27.5%、市:10.0%、地元:7.5%)		
	事業の特殊性	◆前回から変更はない ・平坦地域での区画整理工事であり事業の特殊性は特になし。		
対応方針	対応方針案	・「継続」		
	理由	・生産基盤の整備により、農業の生産性の向上や地域農業の活性化を図ることができる。 ・関係機関や担い手からの要望が強く、理解・協力は得られている。  以上の理由から、事業継続としたい。		



# 事業箇所位置図



費用便益内訳書(今回)

金額単位：千円

事業名		水田畑地化推進基盤整備事業 叶野地区		
<b>総費用 (A)</b>	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 令和元年度 (2019)～令和 49年度(2067)  (期間の内訳)  事業期間 令和元年度 (2019)～令和9 年度(2027)  維持管理期間 令和9年度 (2027)～令和 49年度(2067)	当該事業費	A=48.0ha	1,248,000	
	維持管理費		2,385,000	
	合 計		3,633,000	割戻前の総費用
<b>総便益</b>	評価項目		便益額	備考
測定期間 令和元年度 (2019)～令和 49年度(2067)  (期間の内訳)  事業完了まで 令和元年度 (2019)～令和9 年度(2027)  事業完了後 令和9年度 (2027)～令和 49年度(2067)	作物生産効果		5,230,000	
	営農経費節減効果		1,399,000	
	維持管理費節減効果		▲ 33,000	
	農業労働環境改善効果		208,000	
	地籍確定効果		35,000	
	国産農産物安定供給効果		754,000	
	合 計		7,593,000	割戻前の総便益
総費用額 (C)	2,555,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	3,575,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	3,575,000 / 2,555,000 = 1.39 ÷ 1.4			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>•担い手への集積を図ることで、地域農業を持続的かつ安定的に行っていくことにより、地域の農地や集落の維持が図られる</li> </ul>				

再評価チェックリスト（水田畑地化推進基盤整備事業）

地区名（叶野）

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	・区画狭小等の不利な営農条件により、担い手への農地集積・集約化が進まない。 ・区画狭小に加え、施設栽培の増加による排水断面不足、古くからの用水不足による時間給水を解消し、営農条件を改善することで、さらなる農地集積や認定農業者の規模拡大のための農地を確保する。 ・大森ダムからの用水供給を2020年4月に開始し、竹田西部地域における一次生産団地育成のための先駆けとしてモデル的地区としたい
		緊急を要する現状の課題	地域状況による緊急性	■	■	区画狭小等の不利な営農条件であるため、担い手への集積・集約化が難しく、生産コストの削減に支障をきたしている（変更なし）
			国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い	■	■	水田、畑地とも国営大野川上流農業水利事業の直接受益地となっており、営農条件改善の緊急性が高い（変更なし）
	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	■	■	国営大森ダムからの用水が2020年4月に供給され、早急に営農条件を改善したい（変更なし）	
	○整備効果	事業実施により得られる効果	農業生産性の維持向上	■	■	作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理節減効果、地籍確定効果、国産農産物安定供給効果、 <b>農業労働環境改善効果</b>
			土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり）	■	■	（前回）1,938千円/ha→（今回）3,132千円/ha 基盤整備の実施により土地生産及び労働生産性が向上する
			担い手の経営等農用地面積の割合（受益面積当たり）	■	■	現況68.3% → <b>計画(前回)80.6%(今回)計画85.0%</b> 基盤整備を契機に担い手農家への農地集積を図る
他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）	■	■	（前回）4,642千円/ha→（今回）9,204千円/ha 他産業への経済波及効果が見込める			
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C 1 以上の効果が見込まれる	■	■	（前回）B/C=2,021 / 1,688 ≒ 1.2 （今回）B/C=3,575 / 2,555 ≒ 1.4
	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している（増工あり）
		複数案の検討	事業効果及び経済性における工法の検討状況	■	■	地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的施工としている（変更なし）
	○コスト縮減	コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工種・工法の導入	■	■	残土が発生しないよう地区内流用する計画とし、運搬処理にかかる経費削減を図る（変更なし）
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	残土が発生しない計画だが、仮に発生した場合も地区内で処理する（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺自然環境への影響と負荷軽減対策	■	■	<b>令和5年4月の現地調査を行ったが特定の希少動植物は確認されなかった。</b> 工事実施時の際には、土砂が河川や用排水路に影響しないように配慮する。 また、施工区間内に希少動植物の生息が確認された場合は、移動又は移植を行うこととし保護を行う
			周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	水路整備や区画拡大等を中心とした工事であり、景観の変化は最小限である。（変更なし）
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	残土が発生しない計画だが、仮に発生した場合も地区内で処理する（変更なし）
	文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	埋蔵文化財の発掘調査及び文化財の取り扱いについては、協議を行う（変更なし）	
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書の提出、事業実施に対する推進体制がある	■	■	地元からの申請事業であり、地元自治会の構成員により推進委員を選出している（変更なし）
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得（用地使用承諾）に関して市町村の支援がある	■	■	市に県営事業の地元調整担当職員が配属されている（変更なし）
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	<b>地元の100%同意がとれている</b>
		法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある（国立公園等）	■	■	道路協議が必要であり、事前協議済である（変更なし）
	○事業の成立性	上位計画等との関連	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画との整合性	■	■	大分県農林水産業振興計画、農業農村整備長期計画との整合が図られている 竹田市の農業振興計画等との整合が図られている（変更なし）
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況	■	■	事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（変更なし）
	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	■	■	<b>国営大森ダムからの用水供給を2020年4月に開始し、早急に営農条件を改善したい</b>	
	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	□	□	該当なし
技術的難易度		地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工の技術的実現性	■	■	施工は技術的に可能であり、特に問題ない。（変更なし）	



再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		中山間地域総合整備事業 <sup>りょういん</sup> 両院3期地区					
所在地・工区名		宇佐市 <sup>あじむ</sup> 安心院町、 <sup>いんない</sup> 院内町					
事業の目的		中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図る。					
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領 第2条(2)オ(社会経済情勢の急激な変化等) 農林水産部公共事業再評価実施要領 第3条(5)ア(大幅な事業費の増加)					
未着工・未完了の理由		平成29年度より農業用排水施設等の事業に着手し、暗渠排水・農業集落道は令和5年度までに完了し、その他工種については、事業実施中である。					
事業採択年度		採択年度: 平成29年度 (2017) 着工年度: 平成29年度 (2017)					
事業実施予定期間		当初: 平成29年度 (2017) ~ 令和5年度 (2023) 変更: 平成29年度 (2017) ~ 令和10年度 (2028)					
事業の概要	計画概要	<p>生産基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設整備(12工区) L=23,776m</li> <li>・農道整備(4工区) L=2,055m</li> <li>・暗渠排水(1工区) 10.7ha</li> </ul> <p>生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落道(1工区) L=689m</li> <li>・農業集落排水施設整備(1工区) L=37m</li> <li>・交流施設基盤整備(1工区)</li> </ul>					
		当初計画(平成28年度) (2016)	前回再評価(令和3年度) (2021)	今回再評価(令和5年度) (2023)			
	計画期間	平成29年度 (2017) ~ 令和5年度 (2023)	平成29年度 (2017) ~ 令和8年度 (2026)	平成29年度 (2017) ~ 令和10年度 (2028)			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	用排水施設	20,182m	666	20,182m	715	23,776m	1,169
	農道整備	2,310m	273	2,310m	294	2,055m	412
	暗渠排水	13.6ha	39	13.6ha	45	10.7ha	62
	農業集落道	657m	117	657m	129	689m	220
	農業集落排水	1工区	3	1工区	4	1工区	5
	交流施設基盤	1工区	18	1工区	20	1工区	22
	測量及び試験費	一式	416	一式	447	一式	450
	用地買収補償費	一式	45	一式	49	一式	40
	計		1,577		1,703		2,380
	変更内容・理由	<p>事業費の増</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設: 漏水箇所等が発見されたことから安定した用水供給を行うため、整備区間の延長増</li> <li>・農道整備: 用地買収の不調に伴う路線変更による増</li> <li>・農業集落道: 岩掘削の追加に伴う増</li> </ul> <p>事業期間の延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設の延長増と農道整備の路線変更により、2年の事業期間の延期が必要となったもの</li> </ul>					
事業費の推移	事業進捗の状況	令和4年度末の事業進捗状況は57.0% 関係機関との調整を行いながら、計画的に事業を進めている。					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
	全体		2,380	単位: 百万円			
	令和3年度まで (2021)	1,180	1,180	農業用排水 暗渠、農道	農業集落道	49.6	
	令和4年度 (2022)	177	1,357	農業用排水 農道	農業集落道	57.0	
	令和5年度 (2023)	133	1,490	農業用排水 農道	農業集落道	62.6	
	令和6年度 (2024)	204	1,694	農業用排水 農道	農業集落排水	71.2	
	令和7年度 (2025)	294	1,988	農業用排水 農道	農業集落排水	83.5	
	令和8年度 (2026)	221	2,209	農業用排水 農道	交流施設基盤整備	92.8	
	令和9年度 (2027)	89	2,298	農業用排水 農道		96.6	
	令和10年度 (2028)	82	2,380	農業用排水 農道		100.0	

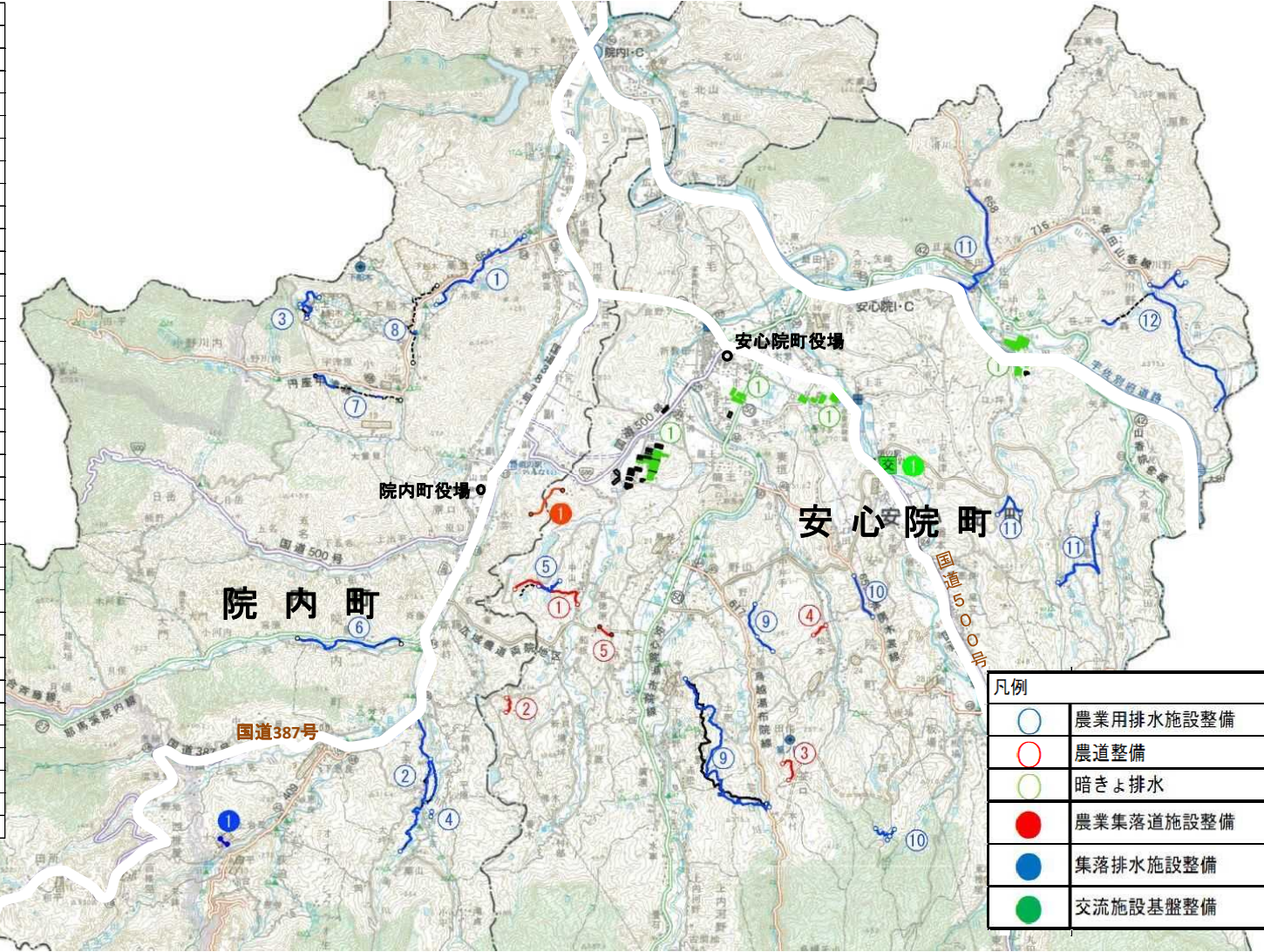
再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆前回から変更はない。 ・農業施設の老朽化による維持管理に労力を要することや道路幅員が狭小なため大型車両による輸送に支障をきたす等、農業生産の効率化の弊害となっている。		
	地元情勢の変化	◆前回から変更はない。 ・地元や関係市町からの要望も強く、事業実施への理解、協力は概ね得られている状況である。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回から変更はない。 ・自然的、経済的、社会的に恵まれず生産条件が不利であることから当該事業が必要である。 ・現場排水路やパイプラインの漏水が多く、取水が困難で恒常的な用水不足があることから、用水の安定供給確保が急務となっている。 以上のことから、本地区の農業経営の安定や農業所得の向上、生活環境の改善を図るため、農業水利施設整備やほ場整備、農業集落道等の整備を実施する必要がある。		
	整備効果	・農業用排水路整備により、安定した用水の確保と維持管理費の節減が期待できる。 ・農道整備により、走行の安全性の確保や農作業の効率化等、営農条件の改善を図る。 ・集落道整備により、農村住民の日常生活における利便性の向上とともに、防災上の観点からも安心して暮らせる地域となり生活環境の改善に貢献する。また、道路沿線における農業生産・流通の効率化も期待できる。 ・農作業環境が改善し、営農に係る労働の精神的疲労の軽減が期待できる。 ・以上より農業生産の効率化や生活環境の改善に貢献している。		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回再評価時	
		1.3	1.4	
	費用便益の分析	<p>前回：総費用C=3,380百万円、総便益B=4,282百万円 ⇒B/C=1.26≒1.3                  今回：総費用C=4,909百万円、総便益B=6,906百万円 ⇒B/C=1.40≒1.4                  ※総費用の増は、農業用排水施設の延長増と農道整備の路線変更等によるもの。                  ※総便益の増は、関連事業である国営事業での造成等に伴い、園芸品目を導入したことによるもの。</p>		
		工法の妥当性	<p>・農業用排水施設：漏水箇所等が発見されたことから整備区間の延長を追加した。                  ・農道整備：用地買収の不調に伴う路線変更を行った。                  ・農業集落道：土質の変化に伴い岩掘削が必要となった。                  上記変更が必要となったが、いずれも施工性・経済性を比較し優れた計画及び工法を採用している。                  ・土地改良事業設計指針に則した工法を採用している。                  ・地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的施工としている。</p>	
コスト縮減	◆前回から変更はない。 ・建設発生土については、現場内流用を基本として、残土の発生を最小限に抑えることとしている。 残土が発生した場合は、近傍の公共事業に流用予定で、運搬距離を抑え、コスト縮減を図っている。			
環境等への配慮	◆前回から変更はない。 ・建設発生土は可能な限り現場内流用とし、過不足分については工区間及び公共工事間の流用を行う。 ・低排出ガス型の建設機械を使用している。 ・低騒音型の建設機械を使用している。 ・環境情報協議会にて、工事地区内に希少生物等の生息は確認されなかった。工事中に確認された場合、近傍の生息可能域へ移動することとしている。(現時点で工事中に希少生物等の生息は確認されていない)			
事業実施環境	事業の実効性	◆前回から変更はない。 ・土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。 ・市に県事業の地元調整担当の職員がいる。 ・土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。		
	事業の成立性	◆前回から変更はない。 『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』にて幹線水路等の基幹施設の再整備が進められている。国営で整備した末端施設を県営事業にて補完し、農業用水の安定供給により品質及び生産性向上を図る。 ・土地改良法第2条第2項第1号に基づき事業を実施している。 ・事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。		
	事業の特殊性	◆前回から変更はない。 ・『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』の受益地となっており、調整を図りながら推進する必要がある。 ・地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。		
対応方針	対応方針案	・「継続」		
	理由	<p>・生産基盤の整備による農業生産の向上、農業経営の安定化、また生活基盤の整備による農家・地元住民の日常生活の利便性向上が図られる。                  ・市や地元からの要望が強く、理解・協力は得られている。                  以上の理由から、事業継続としたい。</p>		

# 事業箇所位置図

種別	番号	地区名	事業量
農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備		
	①	高 並	L= 2,148.3 m
	②	下 余	L= 3,435.2 m
	③	上 船 木	L= 814.0 m
	④	平 原	L= 25.8 m
	⑤	中 山	L= 610.0 m
	⑥	影 平	L= 1,615.0 m
	⑦	小 稻	L= 470.0 m
	⑧	下 舟 木	L= 28.0 m
	⑨	松 本	L= 4,704.0 m
	⑩	板 場	L= 1,267.6 m
	⑪	上ノ原	L= 4,676.7 m
	⑫	古 川	L= 3,981.8 m
	小 計	L= 23,776.4 m	
農業生産基盤整備事業	農道整備		
	1	中 山	L= 1,150.5 m
	2	平 山	L= 0.0 m
	3	釜ノ口2	L= 463.0 m
	4	釜ノ口3	L= 240.0 m
	5	有徳原1	L= 201.3 m
	小 計	L= 2,054.8 m	
農業生産基盤整備事業	暗渠排水		
	①	安 心 院	A= 10.7 ha
	小 計	A= 10.7 ha	
農業生産基盤整備事業 計			
農村生活環境基盤整備	農業集落道施設整備		
	①	平 成 の 森	L= 689.0 m
		小 計	L= 689.0 m
	集落排水施設整備		
	①	十ヶ平	L= 37.0 m
		小 計	L= 37.0 m
	交流施設		
①	戸 方	A= 2,350.0 m <sup>2</sup>	
	小 計	A= 2,350.0 m <sup>2</sup>	
農村生活環境基盤整備 計			
合 計			



凡例	
○ (Blue)	農業用排水施設整備
○ (Red)	農道整備
○ (Green)	暗きよ排水
● (Red)	農業集落道施設整備
● (Blue)	集落排水施設整備
● (Green)	交流施設基盤整備

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		中山間地域総合整備事業 両院3期地区			
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 平成29年～令和50年 (2017) (2068) (期間の内訳) 事業期間 平成29年～令和10年 (2017) (2028) 維持管理期間 令和11年～令和50年 (2029) (2068)	当該事業費		2,289,000	(用補、測試含む)	
	維持管理費		5,815,000		
			合計	8,104,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 平成29年～令和50年 (2017) (2068) (期間の内訳) 事業期間 平成29年～令和10年 (2017) (2028) 維持管理期間 令和11年～令和50年 (2029) (2068)	作物生産効果		11,148,000		
	営農経費節減効果		-349,000		
	維持管理費節減効果		-196,000		
	国産農産物安定供給効果		975,000		
	営農に係る走行経費節減効果		1,010,000		
	生活環境改善効果		908,000		
	農業労働環境改善効果		84,000		
			合計	13,580,000	割引前の総便益
総費用額(C)	4,909,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額(B)	6,906,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益 比率 (B/C)	6,906,000 / 4,909,000 = 1.40 ≒ 1.4				
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・集落道について、緊急車両の通路として利用できる					

再評価チェックリスト(中山間地域総合整備事業)

地区名(両院3期)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況(前回評価からの変化点及び現状)
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	自然的、経済的、社会的に恵まれず生産条件が不利であることから当該事業が必要である。現場排水路やパイプラインの老朽化により漏水が多く、取水が困難で恒常的な用水不足があることから、用水の安定供給確保が急務となっている。
			機能低下	■	■	現場排水路やパイプラインの老朽化により漏水が多く、取水が困難で恒常的な用水不足があり、用水の安定供給確保が急務となっている。(変更なし)
		緊急を要する現状の課題	耐用年数経過	■	■	既存排水路は、約50年経過している。(変更なし)
			維持管理費の割高	■	■	用排水路において土砂の堆積等による閉塞や老朽化による漏水が生じたため、点検や補修等に多大な労力を費やしており、維持管理の削減が課題となっている。(変更なし)
	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整が必要である	■	■	関連する国営緊急農地再編整備事業駅館川地区と調整を図る必要がある。(変更なし)	
	○整備効果	事業実施により得られる効果	農業生産性の維持向上	■	■	作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、走行経費節減効果、国産農産物安定供給効果、農業労働環境改善効果
農村生活環境の整備			■	■	維持管理費節減効果、生活環境改善効果(変更なし)	
		(※その他細別項目記入)	□	□	該当なし	
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析(B/C)等	費用便益分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	■	■	B/C=(前回)1.3、(今回)1.4(少数第1位) 前回 4,282,785/3,380,947 =1.26≒1.3 今回 6,906,000/4,909,000 =1.40≒1.4
			関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■
	○工法の妥当性	複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■	地域の条件に応じた工法等を採用し、経済的施工としている。(変更なし)
			コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工程・工法の導入	■	■
	○コスト削減	地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	残土が発生した場合は、近傍の公共事業に流用予定で、運搬距離を抑え、コスト削減を図っている。(変更なし)
			○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	■
	周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策		■	■	低騒音型の建設機械を使用する。(変更なし)
	景観の配慮	周辺の景観への配慮		□	□	(該当なし)
	残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮		■	■	建設発生土は可能な限り現場内流用とし、過不足分については工区間及び公共工事間の流用を行う。(変更なし)
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	実施に先立ち、宇佐市文化財担当部局と協議し、埋蔵文化財の試掘調査を行う。
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書の提出、事業実施に対する推進体制がある	■	■	土地改良法に基づく、地元から申請された事業である。土地改良区と調整を図り事業推進をしている。(変更なし)
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得(用地使用承諾)に関して市町村の支援がある	■	■	市に県事業の地元調整担当の職員がいる。(変更なし)
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	土地改良法手続により、受益者の同意を得ている。(変更なし)
		法令に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある(国立公園等)	■	■	道路協議が必要であり、事前協議済みである。(変更なし)
	○事業の成立性	上位計画等との関連	活性化の重点地区として位置づけられている。	■	■	宇佐市が策定した農村振興基本計画に基づく計画である。(変更なし)
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項)	■	■	土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき事業申請。(変更なし)
			事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件への適合状況	■	■	事業実施要綱要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(変更なし)
	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	■	■	『国営緊急農地再編整備事業駅館川地区』の受益地となっており、調整を図りながら推進する必要がある。(変更なし)	
	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある(観光地等)	■	■	地元農家と営農時期等との調整を図り工事実施を行う。(変更なし)
		技術的難易度	地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施工の技術的実現性	□	□	該当なし

\* 「小項目の細別」は、対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

※   太枠着色部は、修正不可(様式統一項目)



再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	通常砂防事業 <small>いっしやくやがわ</small> 一尺屋川						
	所在地・工区名 <small>おおいた いっしやくや</small> 大分市大字一尺屋						
事業の目的	本事業は、砂防堰堤や溪流保全工等の砂防施設の整備により、土石流等の土砂災害から下流の人家や公共施設などを保全することを目的とする。						
再評価基準	大分県公共事業評価実施要領第2条(2)エ(再評価実施後一定期間経過)						
未着工・未完了の理由	当該地区は一尺屋川及び3支川から形成されており、一尺屋川及び2支川は工事が完了している。 <small>かわらさき</small> 未完了の1支川である瓦崎川は、平成24年度に上流側で砂防堰堤を整備し、下流側の溪流保全工は用地を全て取得済みで、令和6年度に完了予定であった。しかし、入札不調や国道の橋梁施工に伴う新たな迂回路の整備が必要となったことから、調査・設計、用地補償、工事に期間を要することから令和10年度までに完了する予定である。						
事業採択年度	採択年度： 昭和61年度(1986)		着工年度： 昭和61年度(1986)				
事業実施予定期間	当初： 昭和61年度～平成20年度 (1986) ～ (2008)			変更： 昭和61年度～令和10年度 (1986) ～ (2028)			
全体事業概要	計画概要	・砂防堰堤 4基、溪流保全工 1,930m					
		当初計画		前回変更(平成30年度) (2018)		今回変更(令和5年度) (2023)	
	計画期間	昭和61年度～平成20年度 (1986) ～ (2008)		昭和61年度～令和6年度 (1986) ～ (2024)		昭和61年度～令和10年度 (1986) ～ (2028)	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	堰堤工	4基	2,043	4基	2,043	4基	2,043
	溪流保全工	1,930m	1,207	1,930m	1,207	1,930m	1,447
	用地補償	47,740m <sup>2</sup>	950	47,740m <sup>2</sup>	1,250	48,630m <sup>2</sup>	1,310
	計		4,200		4,500		4,800
	変更内容・理由	事業費の増加 ・国道橋梁施工時の迂回路整備 ・残土受入箇所変更に伴う、残土運搬距離の延伸 ・物価上昇 計画期間の延伸 ・入札不調の発生 ・国道橋梁施工時の迂回路整備に伴う調査・設計、用地補償、工事の追加					
	事業費の推移	事業進捗の状況	地元から協力が得られ、用地取得及び事業進捗が順調に図られてきた。また、残工事は瓦崎川の溪流保全工のみで下流側から整備していく計画である。 ・事業進捗率 85%(令和4年度末) ・用地取得率 100%(令和4年度末)				
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
		全体(当初)	4,800	単位:百万円			
		平成29年度まで (2017)	3,538	3,538	堰堤4基、溪流保全工、用地補償	74%	
		平成30年度 (2018)	0	3,538	—	74%	
		令和元年度 (2019)	0	3,538	—	74%	
		令和2年度 (2020)	228	3,766	用地補償	78%	
		令和3年度 (2021)	152	3,918	用地補償	82%	
		令和4年度 (2022)	182	4,100	用地補償	85%	
		令和5年度 (2023)	70	4,170	溪流保全工	87%	
		令和6年度 (2024)	60	4,230	用地補償	88%	
		令和7年度 (2025)	140	4,370	溪流保全工	91%	
		令和8年度 (2026)	140	4,510	溪流保全工	94%	
		令和9年度 (2027)	140	4,650	溪流保全工	97%	
	令和10年度 (2028)	150	4,800	溪流保全工	100%		

## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆前回から変更はない ・保全対象: せきの郷【災害時要援護者関連施設】、(旧)一尺屋小学校【避難所】、人家213戸、国道217号500m		
	地元情勢の変化	◆前回から大幅な変更はない ・残工事の溪流保全工について、地権者の同意が得られ、地域住民から事業実施の要望も強く協力的である。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回から変更はない ・一尺屋川支川の瓦崎川の現況流路は、地区内を蛇行及び水通し断面も不足しているため、過去の出水時には人家の浸水被害が発生している。このため、一尺屋川と同様に溪流保全工の線形をバイパス状に配置し、併せて流路断面を確保することにより、浸水被害等から地域を保全する必要がある。		
	整備効果	◆前回から変更はない ・瓦崎川の溪流保全工が整備されれば、流路断面が確保され、土石流被害や浸水被害から地域が保全され、本事業が概成となる。		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	前回 再評価時	今回 再評価時
		-	2.6	2.9
	費用便益の分析	前回:総費用C=4,214百万円、総便益B=11,038百万円 ⇒ B/C=2.6 今回:総費用C=12,296百万円、総便益B=35,295百万円 ⇒ B/C=2.9 ※総費用の増については迂回路の整備等による事業費の増及び基準年の変更によるもの。 ※総便益の増については治水経済調査マニュアル改定(令和2年(2020))及び基準年の変更によるもの。		
	工法の妥当性	・国道橋梁施工時の迂回路整備が必要となったが、施工性及び経済性を比較し最適案を採用。 ・砂防法、河川砂防技術基準、道路橋示方書等に適合した工法を採用。 ・地形、流路工の線形、移転対象となる人家戸数等を勘案し、比較検討を行い、経済的な工法を選定した。		
	コスト縮減	◆前回から変更はない ・ダム工事の残土処理を公共工事間で流用しコスト縮減を図った。		
	環境等への配慮	・盛土部を張芝による緑化、流路の二面張りによる河床の植生繁茂、また溪流保全工には環境保全型間知ブロックを採用し、環境及び景観の保全に配慮している。		
事業実施環境	事業の実効性	◆前回から大幅な変更はない ・大分市から要望書が提出されており、地元からは溪流保全工を強く望まれている。 ・残工事の溪流保全工について、地権者の同意が得られ、地域住民から事業実施の要望も強く協力的である。		
	事業の成立性	◆前回から変更はない ・砂防法第5条により実施。 昭和45年に砂防指定地に指定済み。 ・安心・活力・発展プラン2005(治山・治水事業などの推進):大分県長期計画 ・おおい土木未来プラン2005(土砂災害の防止):大分県土木建築部長期計画		
	事業の特殊性	◆前回から変更はない ・溪流保全工の線形は、バイパス区間があるため家屋移転等を要するが、護岸工(L=500m)及び橋梁の形状は一般的な工法であり、特に技術的な問題はない。		
対応方針	対応方針案	継続		
	理由	当事業については、地権者の同意が得られ、地域住民から事業実施の要望も強く協力的であり事業を継続したい。		

# 事業箇所位置図



一尺屋川  
(大分市大字一尺屋)





### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 通常砂防事業 一尺屋川				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 昭和61年度～令和10年度 (1986) (2028)  (期間の内訳)  事業期間 昭和61年度～令和10年度 (1986) (2028)  維持管理期間 令和11年度～令和61年度 (2029) (2079)	堰堤工	4基	1,935,000	(测试含む)
	溪流保全工	1,930m	1,400,000	
	用地補償	48,630m <sup>2</sup> 、家屋移転	1,212,000	
	維持管理費		21,000	
	合 計		4,568,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 昭和61年度～令和61年度 (1986) (2028)  (期間の内訳)  事業完了まで 昭和61年度～令和10年度 (1986) (2028)  事業完了後 令和11年度～令和61年度 (2029) (2079)	人家の直接被害軽減効果		4,710,683	
	道路の直接被害軽減効果		333,900	
	橋梁の直接被害軽減効果		76,500	
	公益施設の直接被害軽減効果		489,733	
	人的被害の直接被害軽減効果		1,704,735	
	応急対策の間接被害軽減効果		5,386,802	
	人的被害の間接被害軽減効果		12,656,000	
	合 計		25,358,353	割引前の総便益
総費用額(C)	12,296,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	35,294,809	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比(B/C)	35,294,809 / 12,296,000 = 2.87 ≒ 2.9 (少数第2位計算結果を表記した後に四捨五入して、1位表示する。)			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害に対する地域住民の不安感を抑制する効果</li> <li>・土地利用を高度化する効果</li> <li>・定住人口が維持され地域社会を支える効果</li> <li>・地域の資産価値を高める効果</li> </ul>				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

砂防事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	想定される土石流災害に対して、一尺屋集落213戸の住民の生命・財産を守る (変更なし)	
			人的被害の状況	□	□	人的被害なし。 (変更なし)	
			被災家屋の有無	□	□	新たな実績なし。 (変更なし)	
			重要な公共施設の被害実績の有無	□	□	新たな実績なし。 (変更なし)	
			災害時要援護者関連施設の被害実績の有無	□	□	新たな実績なし。 (変更なし)	
			避難実績の有無	■	■	H24年7月の集中豪雨で住民4人が自主避難。 (変更なし)	
			土砂流出・倒木被害の有無	□	■	渓流内に不安定土砂が堆積（新たな実績なし）。 (変更なし)	
			地形地質の状況	■	■	瓦崎川の既設流路は地区内を蛇行しており、断面も不足しており線形変更及び流路断面の確保が必要である。(変更なし)	
			植生の状況	□	□	— (変更なし)	
			保全対象上流の平均渓床勾配	■	■	1/7 (変更なし)	
	砂防設備の整備状況	■	■	瓦崎川：砂防堰堤1基整備済、その他の一尺屋川・中尾谷川・樋ノ口川整備済 (変更なし)			
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	□	□	なし (変更なし)	
			事業実施により得られる効果	保全人家戸数	■	■	人家213戸 (変更なし)
				重要な公共施設の有無と施設名	■	■	国道217号(500m) (変更なし)
災害時要援護者関連施設の有無と施設名				■	■	せきの郷(老人ホーム)【災害時要援護者関連施設】 (変更なし)	
地域防災拠点・避難場所・避難経路の有無と施設名	■	■		(旧)一尺屋小学校【避難所】 (変更なし)			
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析(B/C)等	費用便益分析(B/C)	■	■	(前回) 2.6 → (変更) 2.9	
		○工法の妥当性	関係法令や技術基準等への適合状況	関係法令・砂防技術基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している。	■	■	適用法令は砂防法、技術基準は県砂防技術基準(案)であり、適合した工法を採用している。(増工あり)
	○コスト縮減		複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案で検討がされている。	■	■	施設設置位置及び対策工の比較検討済。より効果的・経済的な計画を採用。(変更なし)
		○環境等への配慮	コスト縮減に向けた具体的施策	新工法、新技術の採用等	■	■	砂防堰堤工事における残土を集団移転先の確保に流用し、残土処理経費の縮減を図った。(変更なし)
	○環境等への配慮		地域材、建設副産物の有効利用	近隣住宅への配慮	■	■	砂防堰堤工事における残土を集団移転先の確保に流用し、発生土の有効利用を図った。(変更なし)
		自然環境への配慮	自然環境への影響の程度	■	■	渓流保全工については、極力2面張りとしている。(変更なし)	
		周辺住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	■	■	国道の橋梁施工時は迂回路を新たに設置する。	
		景観への配慮	周辺の景観を悪化させない	■	■	渓流保全工については、環境保全型間知ブロックを使用する。	
	○事業の実効性	○事業の成立性	残土処理の状況	残土処理量の低減対策と他工区利用の促進と残土処理地の環境配慮	■	■	渓流保全工事における残土は、当初予定した公共工事への流用が困難となり他の公共工事へ流用予定。
			文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	なし (変更なし)
	事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元の協力体制・要望	■	■	瓦崎川の渓流保全工を残すのみであり、地元は事業実施を強く要望している。(変更なし)
			市町村の協力体制	市町村の協力体制・要望	■	■	大分市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的。(変更なし)
			用地取得の難易度	用地取得の見通し	■	■	地元の合意形成は進んでいる。(変更なし)
			法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■	特になし。(変更なし)
○事業の成立性		上位計画等との関連	地域防災計画への記載	地域防災計画への記載	■	■	危険箇所 一尺屋川、上浦川(瓦崎川)。避難地 (旧)一尺屋小学校 (変更なし)
			土砂災害防止法に基づく区域指定	土砂災害防止法に基づく区域指定	□	■	土砂法 H30.11.16指定済み。
			土砂災害ハザードマップ、危険箇所マップの公表	土砂災害ハザードマップ、危険箇所マップの公表	■	■	危険箇所マップ公表済。(変更なし)
			防災パトロール実施状況	防災パトロール実施状況	■	■	毎年防災パトロールを実施。(変更なし)
		防災訓練等の活動状況	防災訓練等の活動状況	■	■	自治会にて定期的に防災訓練を実施(毎年3月実施)。(変更なし)	
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項) 事業の採択要件を満たす	■	■	砂防法第5条に基づき事業を実施。(変更なし) 公共施設(道路、橋梁)、避難所及び集落。(変更なし)	
○事業の特殊性		他事業との関連	他事業との関連	他事業との連携と効果	■	■	なし。(変更なし)
			施工時期・期間の制限	施工時期や期間の制限がある	■	■	非出水期施工。(変更なし)
		技術的難易度	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	■	■	特になし。(変更なし)

\* 評価項目(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		広域河川改修事業		一級河川 <small>ばんじょうがわ</small> 番匠川水系 <small>くるす</small> 久留須川(上流)			
所在地・工区名		大分県佐伯市直川大字上直見～仁田原					
事業の目的		久留須川圏域においては、近年では平成16年(2004)10月(台風第23号)、平成29年(2017)9月(台風第18号)の出水により家屋及び田畑の浸水被害が発生した。このため、特に甚大な被害が発生した平成16年(2004)10月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害の軽減を図る。					
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領第2条(2)イ(事業採択後長期間経過)					
未着工・未完了の理由		令和1年(2019)の出水を受けたことから、治水効果の高い箇所から優先して掘削工事を実施しており、用地買収が完了した箇所から順次、工事を進めることとしている。					
事業採択年度		採択年度:平成30年度(2018)		着工年度:令和1年度(2019)			
事業実施予定期間		当初:令和1年度(2019)～令和13年度(2031) 変更:令和1年度(2019)～令和18年度(2036)					
事業の概要	計画概要	・事業延長L=2.78km ・築堤V=9,000m <sup>3</sup> 、掘削V=142,500m <sup>3</sup> 、護岸A=17,000m <sup>3</sup> 、構造物等8基(橋梁4基、堰4基)					
		当初計画	平成30年(2018)	第1回変更	令和5年(2023)		
	計画期間	令和1年度～令和13年度(2019～2031)		令和1年度～令和18年度(2019～2036)			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
	築堤	9,000m <sup>3</sup>	50	9,000m <sup>3</sup>	60		
	掘削	141,000m <sup>3</sup>	500	142,500m <sup>3</sup>	650		
	護岸	15,000m <sup>2</sup>	570	17,000m <sup>2</sup>	870		
	構造物等	7基	1,080	8基	1,290		
	用地・測試等	1式	800	1式	990		
	計		3,000		3,860		
変更内容・理由		○事業期間の延長について 7k370～7k650の追加区間は河幅が狭く、流路が屈曲していることで水の流れが阻害された結果、更に上流にある支川合流付近の横断構造物が集中した箇所に影響し、水位上昇による浸水被害が発生した。このため、区間追加のうえで一連して工事を進める必要があり、合わせて事業期間を延長するもの。  ○事業費の増について 事業区間の追加に伴う施工増及び物価上昇によるもの。					
事業進捗の状況		・令和3年度(2021)より下流部の掘削工事を進めている。 ・令和4年度末 事業進捗率8%					
事業費の推移		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
	全体		0	単位:百万円			
	令和1年(2019)	59	59		測試	#DIV/0!	
	令和2年(2020)	64	123		測試	#DIV/0!	
	令和3年(2021)	89	212		測試・工事	#DIV/0!	
	令和4年(2022)	99	311		測試	#DIV/0!	
	令和5年(2023)	26	337		測試・設計・用地・工事	#DIV/0!	
	令和6年(2024)	40	377		測試・設計・用地	#DIV/0!	
	令和7年(2025)	290	667		測試・設計・用地・工事	#DIV/0!	
	令和8年(2026)	290	957		測試・設計・用地・工事	#DIV/0!	
令和9年(2027)以降	-957	0		測試・設計・用地・工事	#DIV/0!		

## 再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	事前評価後の令和1年(2019)8月に台風8号による出水により、事業区間で再び大規模な浸水被害を受けており、本地域における防災意識はより高まっている状況である。なお、当該区間における経済情勢については大きな変化はない。		
	地元情勢の変化	事前評価後には令和1年(2019)の出水があり大きな被害を受けたことから、地元関係者は早期の河川改修をより強く望んでいる。		
事業の必要性	必要性・緊急性	久留須川では、平成16年(2004)10月、平成17年(2005)9月、平成29年(2017)9月に相次いで甚大な被害が発生し、多くの家屋が浸水したため、これらの洪水に対応するため、平成30年度の事業採択以降、改修工事を進めていたが、令和1年(2019)8月出水において、事業区間のほぼ全区間が再び大規模な浸水被害を受けた。このため、引き続き本事業区間の改修を進め、再度災害防止に向けた早期の治水能力の向上が必要である。		
	整備効果	◆前回から変更はない。 平成16年(2004)10月と同等の洪水などに対して、家屋、道路、田畑などの浸水被害の軽減が図られるとともに、久留須川沿川住民の生活基盤の安定に寄与することができる。		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時 3.3	今回 再評価時 3.1
		費用便益の分析	前回:総費用C=2,757百万円、総便益B=9,072百万円⇒B/C=3.29≒3.3 今回:総費用C=3,550百万円、総便益B=11,124百万円⇒B/C=3.13≒3.1 ※総費用Cの上昇は事業区間の追加及び物価上昇による事業費増によるもの。 ※総便益Bの上昇は近年の被害実態を踏まえた治水経済調査マニュアル改定(令和2年(2020))によるもの。	
	工法の妥当性	・追加区間は河幅が狭く、流路も屈曲していることから流水が阻害されているため、河道拡幅及び橋梁改築を行う必要性があり、新たに事業区間を追加した。 ・現況の河川法線に沿った河川改修計画としている。 ・橋梁などの治水上のネック構造物の改築		
	コスト縮減	◆前回から変更はない。 ・既設河岸を有効利用し、片岸拡幅を採用しコスト縮減を図る。		
	環境等への配慮	◆前回から変更はない。 ・多自然川づくり基本方針(平成18年(2006)10月)に基づき、主に次の項目を踏まえ整備を行う。 ・現況のみお筋や瀬・淵については極力保全する ・水際部など、水辺環境の多様性に配慮した整備を行う。 ・希少種等の生物に配慮して施工を行う。 ・建設発生土の処理は現場内での流用、公共工事間での流用に努める。		
事業実施環境	事業の実効性	◆前回から変更はない。 ・平成16年(2004)10月、平成29年(2017)9月出水において家屋等の浸水被害を受けており、地元から早急な浸水対策が求められている。 ・地元から要望書が提出されており、地域から河川改修を強く望まれている。		
	事業の成立性	◆前回から大幅な変更はない。 ・河川法第9条に基づき河川管理者として事業を実施 ・番匠川水系河川整備基本方針(H16年(2004)策定済み)(河川法第16条) ・番匠川水系河川整備計画R5年策定予定(河川法第16条第2項) ・「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～:大分県長期計画」 ・「おおいた土木未来2015(改訂):大分県土木建築部長期計画」		
	事業の特殊性	◆前回から変更はない。 ・当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。		
対応方針	対応方針案	継続		
	理由	事業区間の追加検討により、工事の着手が遅れているが、浸水対策のために一部区間で優先的に河道掘削を行うことで、一定の効果が出ている。一方で未完了区間が多く、地域住民も河川改修に協力的であり、早期完成を望んでいることから事業継続としたい。		



# 事業箇所位置図



# 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 広域河川改修事業 一級河川番匠川水系久留須川(上流)					
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 令和1～令和68 (2019)～(2086)  (期間の内訳)  事業期間 令和1～令和18 (2019)～(2036)  維持管理期間 令和19～令和68 (2019)～(2086)	河川改修費	1/10	4,068,000	(用補・テスト含む)	
	維持管理費		1,148,000		
			合計	5,216,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 令和1～令和68 (2019)～(2086)  (期間の内訳)  事業完了まで 令和1～令和18 (2019)～(2036)  事業完了後 令和19～令和68 (2019)～(2086)	家屋被害額		1,232,000		
	家庭用品被害額		802,000		
	事業所償却被害額		7,582,000		
	事業所在庫被害額		3,656,000		
	農漁家償却被害額		20,000		
	農漁家在庫被害額		10,000		
	公共土木施設等被害額		15,442,000		
	農作物被害額		100,000		
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		4,447,000		
	残存価値		152,000		
		合計	33,443,000	割引前の総便益	
総費用額 (C)	3,550,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額 (B)	11,124,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益 比率 (B/C)	11,124,000	/	3,550,000	= 3.13 ≒ 3.1	
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・水害が減少することによる土地の生産性向上に伴う便益 ・治水安全度の向上に伴う精神的な安心感					

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

河川改修事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	小項目の具体的な内容（記載例）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	平成16年（2004）10月出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る（変更なし）	
		緊急を要する現状の課題	災害発生時の影響	重要な公共施設	□	□	特になし
			災害時要援護者関連施設	■	■	特別養護老人ホーム直川苑（変更なし）	
			地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	国道10号（変更なし）	
			観光・地域振興	NPO、学校等	□	□	特になし
				まちづくり、地域づくり等	□	□	特になし
			過去の災害履歴	浸水頻度	■	■	近年では、平成16年（2004）、29年（2017）と相次いで大規模な浸水被害が発生し、事業採択後の令和元年（2019）にも浸水被害が発生した
	○整備効果	事業実施により得られる効果		人家等浸水実績	■	■	9戸（床上3戸、床下6戸）（変更なし）
				浸水面積実績	■	■	23.5ha（宅地1.6ha、田畑21.9ha）（変更なし）
				重要な公共施設・災害弱者関連施設の浸水実績	■	■	特別養護老人ホーム直川苑、国道10号（変更なし）
		関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	■	■	下流の広域河川改修事業一級河川番匠川水系久留須川が完了の見込み（変更なし）	
	事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C等）	費用便益分析（B/C）	■	■	（前回）3.3→（今回）3.1
○工法の妥当性		関係法令・技術基準等との適合	関係法令・技術基準等との適合	■	■	適用法令は河川法、技術基準は中小河川に関する河道計画の技術基準であり、適合した工法を採用している（区間変更あり）	
		複数案の検討	効果と経済性における複数案の検討	■	■	河川環境等に配慮して片岸拡幅を基本としている。（変更なし）	
○コスト縮減		コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工種・工法	■	■	家屋移転を可能な限り避け、片岸拡幅により断面確保を行う。（変更なし）	
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用等	□	□	特になし	
○環境等への配慮		自然環境への配慮	環境調査等	■	■	学識経験者の意見を聞きながら希少種等に配慮して施工を行う。（変更なし）	
			多自然川づくりとして現況河川との関係等	■	■	河畔林、滞筋、淵の保全、河川水面の連続性の確保を行う。（変更なし）	
		周辺の住環境への配慮	事業区間の住環境の状況と対策等	■	■	事業区間は住宅地に隣接しているため、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法検討を行う（変更なし）	
		景観への配慮	景勝地や観光資源との関係等	■	■	景勝地や観光地ではないが、極力周辺の景観に配慮した工法検討を行う（変更なし）	
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	■	■	掘削土の築堤への流用等、極力現場内流用に努めた上で、残土は他事業への流用先を検討していく。（変更なし）	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	特になし	
事業実施環境		○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元の協力体制・要望	■	■	平成30年（2018）に要望書提出済み。（変更なし）
	市町村の協力体制		市町村の協力体制・要望	■	■	佐伯市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的。（変更なし）	
	用地取得の難易度		用地取得の難易度	■	■	地元同意は概ね取れている。（変更なし）	
	法令等に基づく調整事項		法令等に基づく関係機関協議等	■	■	土壌汚染対策法、建設リサイクル法（変更なし）	
	○事業の成立性	上位計画等との関連	河川整備計画等	■	■	・番匠川水系河川整備基本方針（H16年度（2004）策定済）（変更なし） ・番匠川水系河川整備計画（R5年度（2023）策定予定）	
			水防計画	■	■	本事業区間は一部水防区域に指定済（変更なし）	
			洪水ハザードマップ公表	■	■	佐伯市防災マップ：H19年（2007）4月公表（変更なし）	
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	河川法第十六条、第十六条第二項に基づき事業を実施予定（変更なし）	
		当該事業における採択要件	■	■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、交付要件に適合している（変更なし）		
		他事業との関連	他事業との連携と効果	■	■	下流の広域河川改修事業一級河川番匠川水系久留須川と一体的に整備することで圏域の治水安全度の向上に寄与（変更なし）	
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	施工時期・期間の制限	■	■	原則、非出水期に限られる（変更なし）		
	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	特になし		

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線名		道路改築事業 一般国道212号 日田山国道路 <small>ひたやまくにどうろ</small>						
所在地・工区名		なかつ やまくに もりざね ひた みわ 中津市山国町守美～日田市大字三和						
事業の目的		日田山国道路は、大分自動車道、東九州自動車道及び重要港湾中津港を連絡する延長約55kmの地域高規格道路中津日田道路の一部を構成する道路である。広域的な道路ネットワークを形成して中津・日田地域の連携が強化され、自動車産業や林業などをはじめとする地域産業の活性化や広域観光の振興を支援するとともに、災害時の救援活動や救急医療活動など安全・安心な暮らしを支える信頼性の高いネットワークを確保するものである。						
再評価基準		大分県公共事業評価実施要領第2条(2)オ(社会経済情勢の急激な変化等) 土木建築部公共事業再評価実施要領第3条(5)(再評価を実施する必要があると認められる)						
未着工・未完了の理由		令和2年10月に工事着手し、トンネル工事や改良工事を実施している。						
事業採択年度		採択年度： 平成27年度(2015)			着工年度： 令和2年度(2020)			
事業実施予定期間		当初：平成27年度～令和6年度 (2015) (2024)			変更：平成27年度～令和12年度 (2015) (2030)			
全体事業概要	計画概要	【延長・幅員】 L=8,800m、W=7.0(12.0)m 【道路区分】第1種第3級 【設計速度】V=80km/h 【計画交通量】13,300台/日(R22)						
		当初計画(平成26年度) (2014)		前回変更(令和3年度) (2021)		今回変更(令和5年度) (2023)		
	計画期間	平成27年度～令和6年度 (2015) (2024)		平成27年度～令和12年度 (2015) (2030)		平成27年度～令和12年度 (2015) (2030)		
	延長	L=8,500m		L=8,800m		L=8,800m		
	幅員	W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m		W=7.0(12.0)m		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
	道路工	3,300m	3,626	3,575m	5,026	3,575m	5,426	
	トンネル工	6箇所(5,000m)	14,925	5箇所(5,070m)	24,855	5箇所(5,070m)	30,855	
	橋梁工	5橋(200m)	1,360	5橋(155m)	1,007	5橋(155m)	1,107	
	用地補償費	1式	1,211	1式	1,150	1式	1,650	
	測量試験費	1式	1,478	1式	1,762	1式	1,762	
	計		22,600		33,800		40,800	
	変更内容・理由	事業費の増 ・(1号避難坑)湧水対策、地質変化による支保構造の変更、井戸の水位低下に伴う補償井戸の追加設置 ・(5号トンネル)地質変化による支保構造の変更 ・物価上昇による工事費の増						
	事業費の推移	事業進捗の状況	・令和4年度末の事業進捗率は約23%(事業費ベース) ・令和4年度末の用地取得率は約40%(面積ベース)					
			事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
全体(変更)		40,800	単位:百万円					
令和2年度以前		3,806	3,806	測量・調査・設計、用地買収 道路工、橋梁工	9.3%	事業化		
令和3年度		2,750	6,556	道路工、トンネル工、橋梁工、 用地買収	16.1%	再評価		
令和4年度		2,880	9,436	道路工、トンネル工、用地買 収	23.1%			
令和5年度		2,825	12,261	道路工、トンネル工、用地買 収	30.1%	再評価		
令和6年度		13,040	25,301	道路工、トンネル工、用地買 収	62.0%			
令和7年度		6,000	31,301	道路工、トンネル工、用地買 収	76.7%			
令和8年度		4,200	35,501	道路工、トンネル工	87.0%			
令和9年度		3,690	39,191	道路工、トンネル工	96.1%			
令和10年度		1,000	40,191	道路工、トンネル工、橋梁工	98.5%			
令和11年度		500	40,691	道路工、トンネル工、橋梁工	99.7%			
令和12年度	109	40,800	道路工	100.0%				



再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆前回から大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年7月、平成29年7月、令和5年7月の豪雨災害により国道212号が寸断され通行止めとなった。そのような中、開通済みの本耶馬溪耶馬溪道路や耶馬溪道路が迂回路として活用され、災害時に役立つ「命をつなぐ道」として中津日田道路の重要性が高まっている。</li> <li>・平成25年5月にダイハツ九州の久留米エンジン工場が生産能力を増強。平成26年1月より中津港から県西部の木材を県外へ移出を開始し、さらに平成26年8月より中国等海外へ輸出を開始。</li> <li>・令和2年7月豪雨の際に、日田市～大分市間の主要幹線道路である大分自動車道と国道210号がともに損壊し、通行不能期間が発生。中津日田道路と東九州道の連携によるリダンダンシーの早期確保が必要。</li> <li>・平成27年2月に中津三光道路、3月に県内の東九州道が全線開通し、東九州自動車道(中津IC)と中津港が直結、令和3年2月に耶馬溪道路が開通、令和3年4月に耶馬溪山国道路が事業化した。</li> <li>・三光本耶馬溪道路(田口IC～青の洞門・羅漢寺IC)が令和5年度中の開通見通し。</li> </ul>				
	地元情勢の変化	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元及び沿線自治体から継続して要望を受けており、計画に対する地域の同意も得ている。</li> <li>・要望書の受理状況：中津日田間地域高規格道路整備促進期成会</li> <li>・コロナ禍においても令和2年9月、中津日田道路建設促進期成会よりWEBシンポジウムが開催され機運が更に高まっている。</li> </ul>				
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道212号のうち、特に道路線形不良箇所が多い(平面線形、縦断勾配)</li> <li>・災害や積雪、凍結による通行規制が多発しており、安定した道路ネットワークが確保できていない</li> <li>・通行止めが生じた場合、大きな迂回が必要</li> <li>・物流ルートとして重要な路線であり、交通量も増加傾向</li> </ul>				
	整備効果	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要港湾中津港や東九州自動車道、九州横断自動車道と連結し、広域的な道路ネットワークを形成</li> <li>・自動車産業をはじめとした地域産業を支える効率的な物流ネットワークの強化</li> <li>・道路線形不良箇所の解消</li> <li>・災害、冬季、事故等に対する信頼性の高い道路ネットワークの形成</li> <li>・高次救急医療施設へのアクセス性向上</li> </ul>				
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	前回 再評価時	今回 再評価時	
			1.4	1.8	1.5	
		費用便益の分析	<p>・前回：総費用C=28,490百万円、総便益B=51,323百万円⇒B/C=1.8(残事業B/C=2.3)</p> <p>・今回：総費用C=37,529百万円、総便益B=56,785百万円⇒B/C=1.5(残事業B/C=2.3)</p> <p>※総費用の増については、1号避難坑及び5号トンネルの地質変化対策等によるもの。</p> <p>※総便益の増については、基準年の変更により便益が増。</p>			
		工法の妥当性	<p>・トンネルの湧水対策や地質変化対策による増工が必要となったが、施工性・経済性に優れる工法を採用</p> <p>・道路法、道路構造令、道路橋示方書等に適合した工法を採用</p> <p>・事業採択後に生じた水害等の状況を考慮し、一部道路計画を見直し</p>			
		コスト削減	<p>・長大トンネル及び長大橋における幅員縮小(中央分離帯省略)</p> <p>・アスファルトコンクリート、碎石は再生資材を利用</p> <p>・建設発生土の現場内流用に努める</p> <p>・トンネル施工時における支保構造軽減の検討、覆工の省略等に努める</p>			
		環境等への配慮	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県環境配慮推進要綱に基づき環境調査を実施し、環境の保全について適正な配慮を行っている。</li> <li>・法面部は植生を行い、周辺環境との調和を図る。</li> <li>・トンネルが約6割を占め、地形改変による影響が小さい計画としている。</li> </ul>			
		事業の実効性	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元説明会を開催し、事業への合意形成を図っている(平成26年～)</li> <li>・地元主催による総決起大会の開催(平成25年8月27日)、フォーラムの開催(平成26年2月23日)、WEBシンポジウムの開催(令和2年9月30日～令和3年2月28日)</li> <li>・平成19年度から毎年、中津日田間地域高規格道路促進期成会より要望書が提出されている</li> </ul>			
		事業の成立性	<p>◆前回から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第12条に基づき事業を実施</li> <li>・「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」、「おおいた土木未来プラン2015(改訂)」、「おおいたの道構想2015～改訂～」において、広域交通ネットワークの整備推進が位置づけられている。</li> <li>・補助事業における採択要件に適合。</li> <li>・国道212号日田拡幅(4車線化)をH23年度より実施中であり、連携することで日田ICへのアクセス向上を図る</li> </ul>			
		事業の特殊性	<p>・特になし</p>			
	対応方針	対応方針案	<p>・継続</p>			
理由		<p>上記の理由により、中津日田道路に対する地元や経済界の期待がさらに高まっていることから、事業継続としたい。</p>				

# 事業箇所位置図



	調査区間	事業中	事業中	供用区間 (R3.2)	供用区間 (H24.3)	事業中 (道轄車代代行)	供用区間 (H31.3)	供用区間 (H27.2)	供用区間 (H21.3)	供用区間 (H27.3)
区 間	日田市内	日田山国道路	耶馬溪山国道路	耶馬溪道路	本耶馬溪 耶馬溪道路	三光本耶馬溪 道路	中津三光 道路	中津道路・中津港線②	中津港線① (臨港道路)	
延 長	約4.0 km	8.8 km	8.5 km	5.0 km	5.0 km	10 km	2.8 km	3.0 km	3.6 km	3.4 km

※「調査区間」とはルート選定、環境調査、等の調査を進める区間のこと。

様式2-3

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名					
道路改築事業 一般国道212号 日田山国道路					
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 平成27年 (2015) ～ 令和62年 (2080)  (期間の内訳)  事業期間 平成27年～令和12年 (2015) (2030)  維持管理期間 令和13年～令和62年 (2031) (2080)	道路建設費	完成2車線	37,819,000	(残事業 26,283,000)	
	維持管理費	補助国道	3,152,000	(残事業 3,152,000)	
					(残事業 29,435,000)
		合 計		40,971,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 令和13年～令和62年 (2031) (2080)  (期間の内訳)  事業完了後 令和13年～令和62年 (2031) (2080)	走行時間短縮便益		141,922,000	(残事業 141,922,000)	
	走行経費減少便益		18,448,000	(残事業 18,448,000)	
	交通事故減少便益		5,952,000	(残事業 5,952,000)	
					(残事業 166,322,000)
	合 計		166,322,000	割引前の総便益	
総費用額 (C)	37,529,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 25,054,000)			
総便益額 (B)	56,785,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 56,785,000)			
費用便益 比率 (B/C)	$\frac{56,785,000}{37,529,000} = 1.51 \approx 1.5$ $\frac{\text{残事業 } 56,785,000}{\text{残事業 } 25,054,000} = 2.27 \approx 2.3$				
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要港湾中津港や東九州自動車道、九州横断自動車道と連結し、広域的な道路ネットワークを形成</li> <li>・自動車産業をはじめとした地域産業を支える効率的な物流ネットワークの強化</li> <li>・災害、冬季の積雪・凍結、事故等に対する信頼性の高い道路ネットワークの形成</li> <li>・高次救急医療施設へのアクセス性向上</li> </ul>					

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

国道212号日田山国道路\_R5再評価

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	道路線形不良および路面凍結・災害等の現道の課題解消による走行環境の改善、通行時間の短縮（変更なし）
			路線現況	■	■	（当初）平日日交通量8,078台/日（H22㌦㌦）（前回H30・今回R3）平日日交通量7,502台/日（R3㌦㌦） 山国町宇曾 （当初）平日日交通量6,160台/日（H22㌦㌦）（前回H30・今回R3）平日日交通量4,662台/日（R3㌦㌦） 日田市花月（変更なし）
		緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	■	■	現道道路幅員 6.0（10.0）m 曲線半径 100m（V=60km/h、基準R≥150m）、縦断勾配 6.9%（基準i≤5%）（変更なし）
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	緊急輸送道路1次ネットワーク、優先啓開ルート【ステップⅡ】【現道】（変更なし）
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	災害時等通行止めの場合、大型車は国道10号・国道387号・国道210号を通行（40kmの迂回）（変更なし）
			交通事故発生状況	■	■	死傷事故が37件/10年（H24～R3）発生
			通学路の指定状況	□	□	—
			渋滞状況	□	□	—
		関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	■	■	中津日田道路のうち、H21に中津道路・中津港線、H24に本耶馬溪耶馬溪道路、H27に中津三光道路、H30に三光本耶馬溪道路（直轄権限代行）中津～田口IC間、R2に耶馬溪道路が供用済み、R3より耶馬溪山国道路が事業化 <b>三光本耶馬溪道路（田口IC～青の洞門・羅漢寺IC）が令和5年度中の開通見通し</b>
		○整備効果	事業実施により得られる効果	防災・減災対策に係る効果	■	■
交通安全対策に係る効果	■			■	道路線形不良および路面凍結等の現道の課題解消により安全性向上（変更なし）	
都市空間整備に係る効果	□			□	—	
ツーリズム支援に係る効果	■			■	日田豆田・名勝耶馬溪・世界農業遺産に登録された国東半島・宇佐地域等を結び、広域ツーリズムに寄与（変更なし）	
ネットワーク整備に係る効果	■			■	中津市と日田市を結ぶ広域ネットワークの整備により、地域産業の活性化・救急医療施設へのアクセス向上・交流人口の増加（変更なし）	
小規模集落対策に係る効果	□			□	—	
老朽化対策に係る効果等その他の効果	□			□	—	
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	前回：B/C=1.8 今回：B/C=1.5
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	長大トンネル及び長大橋については中央分離帯を省略し、コスト削減を図る（変更なし）
			地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	アスファルトコンクリート、砕石は再生資材を利用（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	大分県環境配慮推進要綱に基づき環境調査を実施し、環境に配慮した計画としている（変更なし） トンネルが約6割を占め、地形改変による影響が小さい計画としている（変更なし）
			周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音・低振動型の建設機械を使用する、騒音振動の予測評価に基づき必要に応じて対策を行う（変更なし）
			周辺の景観への配慮	■	■	土工（法面）部は植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）
			発生土処理の状況	■	■	発生土については可能な限り現場内流用し、余剰土については他の公共工事に有効利用するなど自然環境負荷の軽減に努める（変更なし）
			文化財の保護	■	■	日田管内の一部区間で埋蔵文化財調査（試掘）を実施したところ、文化財の出土はなかった。中津管内でも、 <b>事業地の重機掘削時に立会調査を実施したが、遺構・遺物の出土はなかった。</b>
	○事業の実効性	地元要望、協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H19から毎年、中津日田間地域高規格道路促進期成会より要望書が提出されている（変更なし）
市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制			■	■	日田市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている（変更なし）	
地権者の同意、事業への理解の状況			■	■	地元説明会を開催し、事業への合意形成を図っている（変更なし）	
法令等に基づく調整事項			■	■	自然公園法、文化財保護法、河川法、砂防法（変更なし）	
○事業の成立性		都市計画 上位計画等との関連	都市計画	□	□	—
			おおいの道構想2015	■	■	3 県土の発展を支える道路整備（1）広域ネットワークの整備（3）中津日田道路（変更なし）
			地域防災計画・地域強靱化計画 その他（交安法指定道路、長寿命化計画など）	■	■	地域強靱化計画：第3章地域強靱化の推進方針 2-（5）交通・物流 地域高規格道路の整備推進（変更なし） （中津側）交通安全指定道路3号該当区間、（日田側）交通安全指定道路1号該当区間、（変更なし）
○事業の実効性	事業の根拠法令・採択要件 他事業との関連	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	道路法第12条に基づき事業を実施（変更なし）	
		事業の採択基準、適合状況 他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	■	■	補助事業における採択要件に適合（変更なし） 実施中である国道212号日田拡幅（4車線化）と連携することで日田ICへのアクセス向上を図る（変更なし）	
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限 技術的難易度	工事の実施時期、期間への制限	■	■	河川区間（橋梁下部）の工事は、非出水期の施工を要す（変更なし）	
		技術的難易度	□	□	—	

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 一般国道217号 <small>ひらいわまつぎ</small> 平岩松崎バイパス						
所在地・工区名	つぐみ <small>かみあおえ</small> 津久見市大字上青江 ~ つぐみし 津久見市セメント町						
事業の目的	一般国道217号の津久見市上青江～同市セメント町間は、東九州自動車道津久見ICと津久見市中心部及び重要港湾津久見港を結ぶ路線であるが、松崎踏切付近は線形不良で見通しが悪く、停車中の車両に追突する事故が発生している。その解消を図り、ICアクセスを強化するとともに、歩行者・自転車の通行空間を整備することにより、通学路の安全並びに円滑な交通の確保を目的とした事業である。						
再評価基準	大分県公共事業評価実施要領第2条(2)才(社会経済情勢の急激な変化等) 土木建築部公共事業再評価実施要領第3条(5)(再評価を実施する必要があると認められる)						
未着工・未完了の理由	平成26年9月に着工し、令和3年3月に終点側L=850mを部分供用している。 残りのI工区においても、用地取得は順調に進んでおり、一部区間は令和5年3月に着工済み。						
事業採択年度	採択年度： 平成22年度(2010)		着工年度： 平成26年度(2014)				
事業実施予定期間	当初： 平成22年度～平成29年度 (2010) (2017)		変更： 平成22年度～令和12年度 (2010) (2030)				
事業の概要	計画概要						
	【延長・幅員】L=1,650m W=6.5(11.25)m W=6.5(10.50)m						
	【道路区分】第3種第2級 【設計速度】V=50km/h 【計画交通量】10,400台/日(R22)						
	【重要構造物】橋梁 2箇所(L=210m, 60m)						
		当初計画(平成21年度)(2009)		前回変更(令和元年度)(2019)		今回変更(令和5年度)(2023)	
	計画期間	平成22年度～平成29年度 (2010) (2017)		平成22年度～令和7年度 (2010) (2025)		平成22年度～令和12年度 (2010) (2030)	
	延長	L=1,650m		L=1,650m		L=1,650m	
	幅員	W=6.5(11.25)m		W=6.5(11.25)m		W=6.5(11.25)m	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	1,380m	630	1,380m	1,680	1,380m	3,480
	橋梁工	270m	1,650	270m	1,650	270m	1,650
	測量試験費	1式	370	1式	550	1式	550
	用地補償費	1式	1,650	1式	2,420	1式	2,420
	計		4,300		6,300		8,100
変更内容・理由	事業費の増 ・軟弱地盤対策や物価上昇等によるもの 事業期間の延伸 ・補償物件の移転に係る関係者との調整(5年)によるもの						
事業費の推移	事業進捗の状況						
	・令和4年度末の事業進捗率は63%(事業費ベース) ・令和4年度末の用地取得率は68%(面積ベース)						
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(変更)	8,100	単位:百万円				
	平成30年度以前	3,821	3,821	測量・設計、用地買収	47%		
	令和元年度(2019)	480	4,301	測量・設計、用地買収、道路工事	53%	再評価	
	令和2年度(2020)	565	4,866	測量・設計、用地買収、道路工事	60%		
	令和3年度(2021)	130	4,996	測量・設計、用地買収、道路工事	61%		
	令和4年度(2022)	135	5,131	測量・設計、道路工事	63%		
	令和5年度(2023)	311	5,442	測量・設計、用地買収、道路工事	67%	再評価	
	令和6年度(2024)	270	5,712	測量・設計、用地買収、道路工事	70%		
	令和7年度(2025)	298	6,010	測量・設計、用地買収、道路工事、橋梁工事	74%		
	令和8年度(2026)	360	6,370	測量・設計、用地買収、道路工事、橋梁工事	78%		
令和9年度以降残	1,730	8,100	測量・設計、用地買収、道路工事、橋梁工事	100%			

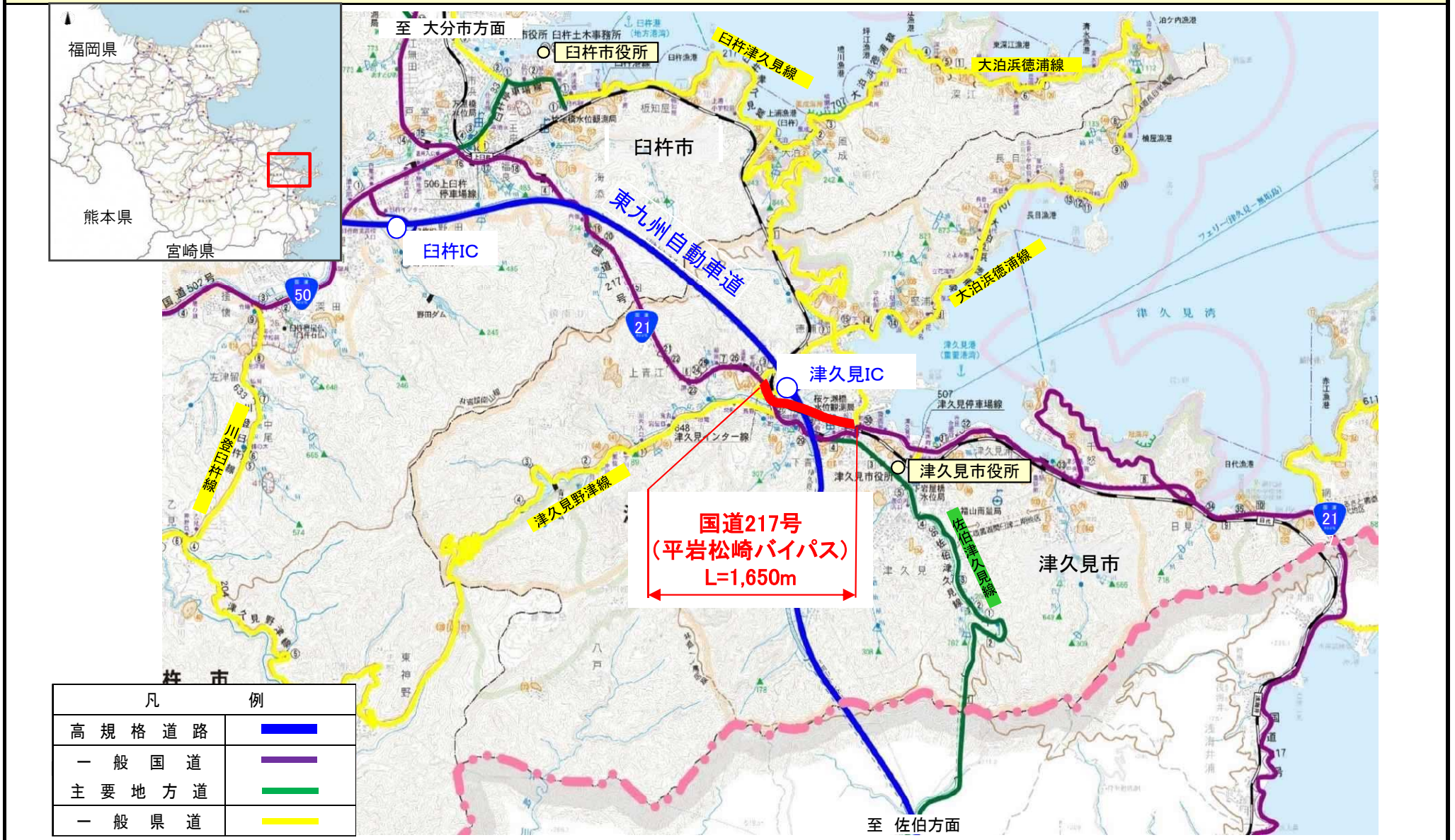
再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路利用状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.3.27に、平岩松崎バイパス I 期工区(L=850m)と市道道管合ノ元線(L=1,171m)が同時供用。</li> <li>・交通量: R1再評価(H27センサス: 16,293台/日)→R5再評価(R4.1.18臼杵土木調査: 14,035台/日)</li> <li>・東九州道の4車線化について、国土交通大臣より、R3.3に宮河内IC～臼杵IC間、R4.3に津久見IC～佐伯IC間の事業許可が行われた。</li> </ul>			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から大幅な変更はない。</li> <li>・関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。</li> <li>H18.5 津久見市→県 事業着手要望</li> <li>R5.8 津久見市→県 整備促進要望(H22年度より継続要望事項)</li> </ul>			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から大幅な変更はない。</li> <li>・本路線は、津久見市街地の都市軸であり、臨海工業地区や水産業等地域の経済活動、観光交流を支える幹線道路であるとともに生活道路である。</li> <li>・本区間は、線形不良やJRとの踏切交差部では交通混雑が発生しており、通行車両の走行性・安全性、大型車両の通行に支障があるなどの課題がある。</li> <li>・法指定通学路であるが歩道が未整備であり、通学児童など歩行者が危険な状況である。</li> <li>・現道踏切遮断による、緊急車両の走行に影響を与えており安全、防災上、支障をきたしている。</li> <li>・平成29年台風18号の青江川氾濫により、現道が浸水し通行不可。</li> </ul>			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から変更はない。</li> <li>・飽和状態となっている交通量を分散することによる交通混雑の解消と沿道の安全性向上。</li> <li>・通行支障箇所である踏切・変則交差点を解消することで、救急医療や防災活動の円滑化を実現。</li> <li>・津久見ICと津久見市街地・重要港湾津久見港へのアクセス性の向上。</li> </ul>			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時 1.4	前回 再評価時 1.0(残事業:3.6)	今回 再評価時 0.8(残事業:2.3)
		費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回: 総費用C=6,790百万円、総便益B=6,872百万円 ⇒ B/C=1.0(残事業B/C=3.6)</li> <li>・今回: 総費用C=9,351百万円、総便益B=7,430百万円 ⇒ B/C=0.8(残事業B/C=2.3)</li> <li>※総費用の増については、軟弱地盤対策や物価上昇等の変更によるもの。</li> <li>※総便益の増については、基準年の変更によるもの。</li> <li>また、便益に含まれない効果は以下のとおり見込まれる。</li> <li>・踏切、変則交差点の回避による地域医療・救命救急率の向上</li> <li>・河川氾濫時の浸水エリアを回避することにより、緊急輸送道路としての機能向上</li> <li>・観光地へのアクセス強化による広域的な観光振興の向上</li> </ul>		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査により、軟弱地盤の分布が新たに判明したことから、地盤改良工の追加、函渠施工箇所の見直しが必要となったが、施工性や経済性で優れる工法を採用。</li> <li>・道路構造については、道路構造令を満足するものとする。</li> <li>・現道拡幅やバイパス案など複数案を施工性、経済性、周辺環境への影響など総合的に比較・検討し、市道の整備計画と連携するバイパス案を最適ルートとして選定。</li> </ul>			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路であるが、周辺の土地利用形態を勘案し、片側歩道を採用。</li> <li>・周辺環境の歩道空間の利用状況を踏まえ、自転車歩行者道(W=3.5m)から歩道(W=2.5)への見直しを実施。</li> <li>・1号橋取り付け部の歩道について、横断歩道橋による立体交差から横断歩道による平面交差による見直しを実施。</li> </ul>			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から変更はない。</li> <li>・現場発生土については可能な限り現場内流用とし、残土については他の公共工事間流用を行う計画としている。</li> <li>・低騒音低振動の施工機械を採用し、振動騒音対策を実施。</li> </ul>			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から変更はない。</li> <li>・事業に対する地域の同意は概ね得られており、補償等に伴う諸条件を整理しながら進捗を図っている。</li> <li>・接続する市道の構造等については、管理者(津久見市)と協議済みである。</li> <li>・工事に際して支障となる埋設物等(電気・ガス・水道等)の移転について、関係者と協議済みである。</li> <li>・必要な法手続は完了しており、変更が生じた場合は、適宜協議を実施する。</li> </ul>			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から変更はない。</li> <li>・道路法第12条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保できる構造とするべく事業実施。</li> <li>・都市計画決定変更H22.3。</li> <li>・「おおいた土木未来プラン2015」、「おおいたの道構想2015」において、地域ネットワークの整備として事業推進が位置づけられている。</li> <li>・社会資本整備総合交付金事業の採択基準に基づき事業を実施。</li> <li>・津久見市の実施する市道道管合ノ元線と協議し事業実施している</li> </ul>			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆前回から変更はない。</li> <li>・1号橋と2号橋が日豊本線に近接しているため、九州旅客鉄道(株)との協議が必要である。</li> <li>・送電線の鉄塔補償について、九州電力(株)との協議が必要である。</li> <li>・東九州道との立体交差について、西日本高速道路(株)との協議が必要である。</li> </ul>			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「継続」</li> </ul>			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>以上のとおり、事業の必要性が認められ、地元要望も強く協力体制が整っていることから、費用便益比を含め、総合的に評価判断し、事業継続としたい。</li> </ul>			



# 事業箇所位置図



凡 例	
高規格道路	
一般国道	
主要地方道	
一般県道	

様式2-3

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道217号 平岩松崎バイパス				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 平成22年(2010)～ 令和52年(2070)  (期間の内訳) 事業期間 平成22年(2010)～ 令和12年(2030)  維持管理期間 令和3年(2021)～ 令和52年(2070)	道路建設費	完成2車線	7,854,000	(残事業 2,541,000)
	維持管理費	補助国道	534,000	(残事業 287,000)
				(残事業 2,828,000)
		合 計		8,388,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 令和3年(2021)～ 令和52年(2070)  (期間の内訳) 部分供用後  令和3年(2021)～ 令和12年(2030)  事業完了後 令和13年(2031)～ 令和52年(2070)	走行時間短縮便益		16,050,000	(残事業 14,304,000)
	走行経費減少便益		592,000	(残事業 542,000)
	交通事故減少便益		210,000	(残事業 180,000)
				(残事業 15,027,000)
	合 計		16,852,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	9,351,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計 (残事業 2,250,000)		
総便益額 (B)	7,430,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計 (残事業 5,162,000)		
費用便益 比率 (B/C)	$\frac{7,430,000}{9,351,000} = 0.79 \approx 0.8$ $\frac{\text{残事業 } 5,162,000}{2,250,000} = 2.29 \approx 2.3$			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・線形不良・幅員狭小箇所の解消及び自歩道設置により事故危険箇所の改善、通学路の安全性の向上</li> <li>・救急搬送や災害時の 緊急輸送道路としての機能確保、向上</li> <li>・観光地へのアクセス強化による広域的な観光振興の向上</li> <li>・水産業関連企業等の物流が効率化(漁港が集積する半島部と津久見ICの連絡)</li> </ul>				



道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

国道217号平岩松崎バイパス\_R5再評価

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	交通容量不足の解消等による走行環境の改善（変更なし）
			路線現況	■	■	（前回）平日交通量16,293台/日（H27センサ）、歩行者通行量25人/12h・自転車213台/12h（H17センサ） （今回）平日交通量14,035台/日（R4.1.18調査）、歩行者通行量 未調査・自転車 未調査（H27センサ）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	■	■	幅員狭小：最小幅員7.1m<計画幅員11.25m（変更なし）
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	曲線半径：最小曲率半径100m未満 5箇所（基準V=50km/h、R>100m）（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	緊急輸送道路1次ネットワーク、最優先啓開ルート【ステップI】（変更なし）
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	通行止め時は、県道白村津久見線、市道徳浦松崎線を経由し631m、約1分の迂回が必要（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	交通事故発生状況
			交通事故発生状況	■	■	交通事故が31件/10年発生、事故率が1.61件/年・km（県管理路線平均0.52件/年・km）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	通学路の指定状況	■	■	通学路の指定状況
			通学路の指定状況	■	■	青江小学校・第二中学校の通学路に指定（H30.2時点で97人が対象事業相当の通学者数）（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	洪水状況	■	■	洪水状況
			洪水状況	■	■	松崎踏切部において洪水が発生（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	緊急を要する現状の課題	関連事業との進捗調整等	■	■	関連事業との進捗調整等
			関連事業との進捗調整等	■	■	連携する市事業（市道道管合ノ元線）に合わせた整備が必要（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	事業実施により得られる効果	防災・減災対策に係る効果	■	■	踏切道（鉄道平面交差）を回避することで、緊急車両の通行等、救急医療や防災等の活動への阻害が解消。
			交通安全対策に係る効果	■	■	線形不良・幅員狭小箇所の解消及び歩道設置により事故危険箇所の改善、通学路の安全性の向上（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	事業実施により得られる効果	都市空間整備に係る効果	■	■	市街地の交通処理機能向上や災害時の避難路としての効果（変更なし）
			ツーリズム支援に係る効果	■	■	保戸島・無垢島航路、つくみイルカ島、高浜海水浴場、保戸島等の観光地振興の向上（変更なし）
事業の必要性	○整備効果	事業実施により得られる効果	ネットワーク整備に係る効果	■	■	東九州道（津久見IC）と津久見市街地・重要港湾津久見港とのアクセス改善による産業・医療等の支援（変更なし）
			小規模集落対策に係る効果	□	□	—
事業の必要性	○整備効果	事業実施により得られる効果	老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	橋梁長寿命化計画に基づく上青江橋、門前橋、門前陸橋の代替機能が確保できる（変更なし）
			老朽化対策に係る効果等その他の効果	■	■	橋梁長寿命化計画に基づく上青江橋、門前橋、門前陸橋の代替機能が確保できる（変更なし）
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	前回：B/C=1.0（残事業3.6） 今回：B/C=0.8（残事業2.3）
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	■	■
事業手法・工法の妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	道路法、道路構造令、道路橋示方書に適合した工法を採用（増工あり）
			複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■
事業手法・工法の妥当性	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	都市計画道路であるが、周辺の土地利用形態を勘案し、片側歩道を採用（変更なし）
			地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用	■	■
事業手法・工法の妥当性	○環境等への配慮	自然環境への配慮	自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	自然環境の著しい改変を伴う計画を避けつつ、周辺基盤整備状況との整合を図る（変更なし）
			周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■
事業手法・工法の妥当性	○環境等への配慮	周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	■	■	低騒音、低振動対応の建設機械を使用し、生活環境に配慮する（変更なし）
			景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■
事業手法・工法の妥当性	○環境等への配慮	残土処理の状況	残土処理の状況	■	■	現場発生土は現場内流用するとともに、残土については他の公共工事間流用を行う。（変更なし）
			文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H19年10月に津久見市から事業着手要望、H18年7月に津久見市長及び青江外5地区から要望書提出、H22年度以降は毎年、津久見市から整備要望提出（変更なし）
			市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	用地取得の難易度	■	■	地元説明会を実施し、事業に対する地域の同意は概ね得られている（変更なし）
			法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■
事業実施環境	○事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画	■	■	現計画は都市計画決定変更H22.3であるが、1工区を対象に都市計画変更予定
			おおいたの道構想2.0.1.5	■	■	2. まちの魅力を高めた活力ある地域づくりを支える道路整備 (2) 快適な道路空間の形成（変更なし）
事業実施環境	○事業の成立性	上位計画等との関連	地域防災計画・地域強靱化計画	■	■	津久見市地域防災計画：緊急輸送道路ネットワーク（幹線路線）に位置づけ 大分県地域強靱化計画（地域強靱化の推進方針）：(5)交通・物流（変更なし）
			その他（交安法指定道路、長寿命化計画など）	■	■	交通安全指定道路1号（平岩～門前町）・3号（門前町～松崎）該当区間（変更なし）
事業実施環境	○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	道路法第12条に基づき事業を実施（変更なし）
			事業の採択基準、適合状況	■	■	道路局所管補助事務提要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）
事業実施環境	○事業の成立性	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	■	■	H21～R2で実施している津久見市道道管合ノ元線BP事業と連携を図り、水晶山跡地の活用を支援するとともに、通学路の歩道整備による学童の安全を確保する（変更なし）
			○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	■	■
事業実施環境	○事業の特殊性	技術的難易度	工事の実施時期・期間への制限	■	■	JR踏線部については、き電停止の上、夜間施工となる
			技術面からの事業の実現性	■	■	橋梁部を含む道路工はJR日豊本線に近接しており、管理者との協議を進めている（変更なし）

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

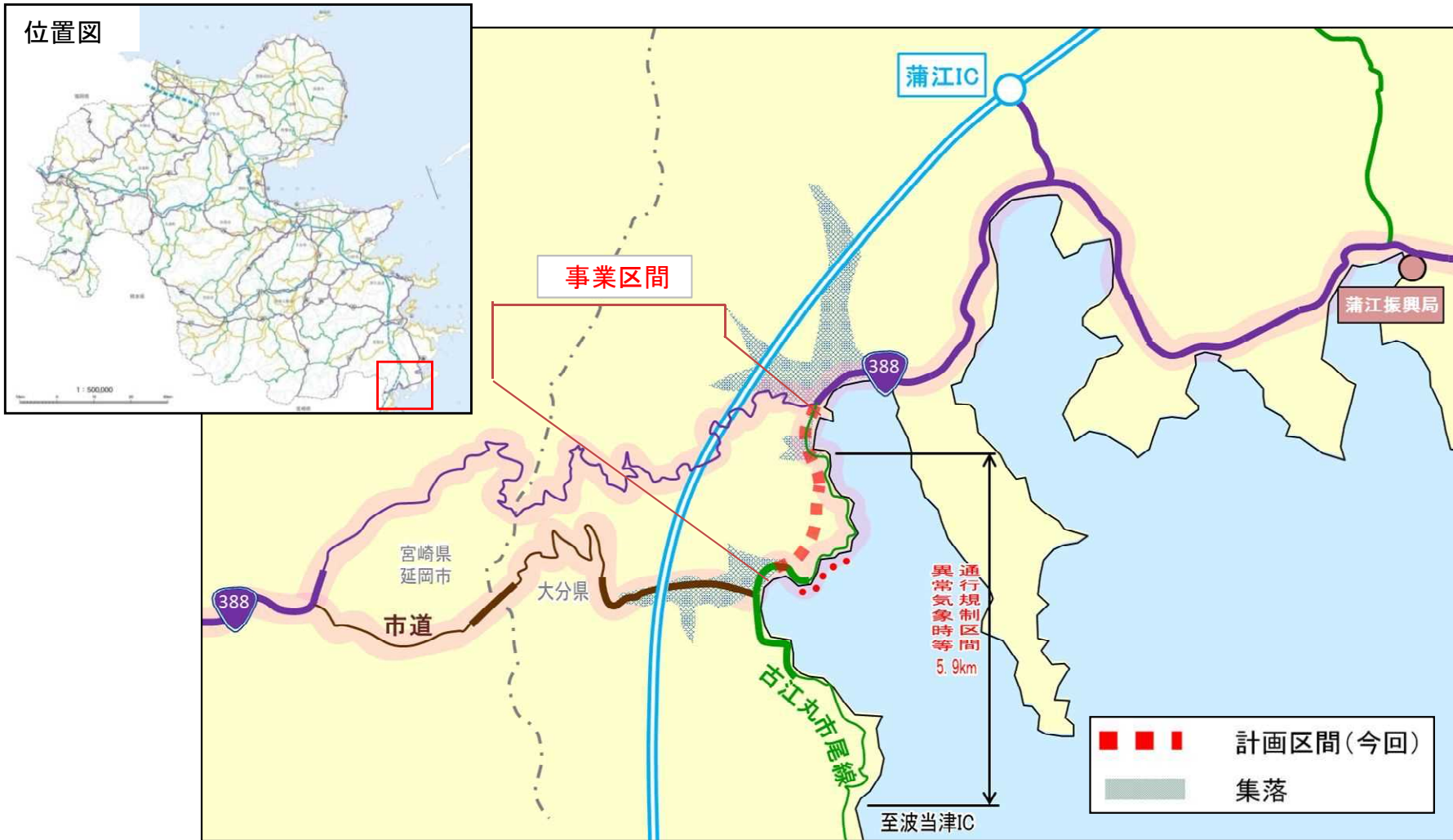
事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 一般県道 <small>ふるえまるいちび かずらはら まるいちび</small> 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区						
所在地・工区名	<small>さいき かまえ かずらはらうら まるいちびうら かずらはら まるいちび</small> 佐伯市蒲江大字葛原浦～大字丸市尾浦(葛原～丸市尾工区)						
事業の目的	特殊通行規制区間である本区間には防災総点検要対策箇所もあり、越波や落石等の防災上問題があることからバイパス整備により、災害に強く安全な通行空間を確保することで、緊急輸送道路としての機能強化を図る。あわせて、歩道の新設により、歩行者の安全性向上を図る。						
再評価基準	大分県公共事業評価実施要領第2条(2)工(再評価実施後一定期間経過)						
未着工・未完了の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に事業採択され、測量設計等を行い、用地補償を実施中である。</li> <li>葛原(1号)トンネルは令和4年3月に供用し、順調に事業を進めている。</li> </ul>						
事業採択年度	採択年度:	平成27年度 (2015)	着工年度:	平成28年度 (2016)			
事業実施予定期間	当初:	平成27年度～令和6年度 (2015) (2024)	変更:	平成27年度～令和9年度 (2015) (2027)			
事業の概要	計画概要	【計画延長・幅員】 L=1,580m(バイパス)、W=5.5(7.0～9.25)m 【構造規格】 第3種第4級 設計速度 V=40km/h 【計画交通量】 502台/日 (R22) 【重要構造物】 トンネル 2基(L=556m+147m=703m)					
		当初計画	平成26年(2014)	前回変更	平成30年(2018)	今回変更	令和5年(2023)
	計画期間	平成27年度～令和6年度 (2015) (2024)	平成27年度～令和9年度 (2015) (2027)	平成27年度～令和9年度 (2015) (2027)	平成27年度～令和9年度 (2015) (2027)		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	道路工	860m	350	860m	380	877m	470
	トンネル工	720m	1800	720m	2100	703m	2380
	測量試験費	1式	50	1式	160	1式	230
	用地補償費	1式	300	1式	300	1式	300
	計		2500		2940		3380
	変更内容・理由	事業費の増 ・物価上昇による道路工、トンネル工の増による					
	事業費の推移	事業進捗の状況	・令和4年度末の進捗状況は67.7%(事業費ベース) ・用地取得率は78.2%(面積ベース・令和5年3月末時点)				
		事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要
全体			3,380	3,380			
平成27～30年度 (2015) (2018)		226	226	測量設計・用地測量	6.7%	再評価	
令和元年度 (2019)		910	1,136	測量設計・トンネル工・用地補償	33.6%		
令和2年度 (2020)		941	2,077	測量設計・トンネル工・改良工	61.4%		
令和3年度 (2021)		112	2,189	測量設計・改良工・用地補償	64.8%		
令和4年度 (2022)		99	2,288	測量設計・用地補償	67.7%		
令和5年度 (2023)		29	2,317	用地補償	68.6%	再評価	
令和6年度 (2024)		160	2,477	改良工・用地補償	73.3%		
令和7年度 (2025)		120	2,597	改良工	76.8%		
令和8年度 (2026)		300	2,897	トンネル工	85.7%		
令和9年度 (2027)		483	3,380	トンネル工・改良工	100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	交通状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆前回から大幅な変更はない 当初評価(H26実測: 交通量458台/日、歩行者 5人/12時間、自転車 2台/12h) →前回(H30実測: 交通量485台/日、歩行者39人/12時間、自転車18台/12h) →今回(R5実測: 交通量553台/日、歩行者32人/12時間、自転車 6台/12h)		
	地元情勢の変化	◆前回から変更はない ・地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 (毎年度)佐伯市→大分県議会(土木建築委員会) (毎年度)名護屋地区区長会、かまえ道路整備促進期成会による要望		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回から大幅な変更はない ・緊急輸送道路(1次)であるが、特殊通行規制区間に指定されており、加えて越波(3.7m~4.6m)や落石対策(防災総点検要対策箇所4箇所が未対策)も必要なため防災機能が脆弱であり、日常生活に支障 ・越波による通行止めは、H16~R5年で18日間あり、車両が流される被害も発生(H23) ・70m程度の斜面が連なり、斜面には浮き石が多数存在するなど危険な状態である ・前回評価時以降、法面崩壊、土砂流出等による全面通行止めが12回発生している ・幅員狭小(最小幅員W=3.7m)、線形不良(最小R=15m)の隘路区間である		
	整備効果	◆前回から大幅な変更はない ・緊急輸送道路として、災害に強く安全な通行空間の確保 ・歩道設置による歩行者の安全性向上 ・バイパス整備による孤立集落の解消 ・葛原(1号)トンネルの供用により、令和4年7月に発生した法面崩壊による全面通行止め時にバイパス効果を発揮		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	前回 再評価時	今回 再評価時
		0.1	0.1	0.2
	費用便益の分析	・前回: 総費用C=2,513百万円、総便益B=207百万円⇒B/C=0.1 ・今回: 総費用C=3,540百万円、総便益B=594百万円⇒B/C=0.2 ※総費用の増については物価上昇による工事費の増による。 ※総便益の増については基準年及び算定に用いる資産額等の変更による。		
	工法の妥当性	◆前回から変更はない ・現道拡幅案とバイパス(トンネル)案の比較検討の結果、経済性・機能性・安全性等総合的に優れるトンネル案を最適ルートとして選定。		
	コスト縮減	◆前回から変更はない ・建設発生土を盛土材に利用し、アスファルト・コンクリート、砕石は再生資材を利用		
環境等への配慮	◆前回から変更はない ・カマエカズラ(県指定文化財:天然記念物)の自生地を避け、トンネルにより地形改変が最も少ない計画としている			
事業実施環境	事業の実効性	◆前回から変更はない ・佐伯市から大分県議会(土木建築委員会)に要望書提出 ・「名護屋地区区長会」(丸市尾、波当津、葛原、越田尾、森崎、坪、野々河内)および「かまえ道路整備促進期成会」による要望もあり、協力体制は整っている。		
	事業の成立性	◆前回から変更はない ・道路法第29条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 ・おおいたの道構想2015(改定)の第3次ネットワークに位置づけられている路線 ・計画区間内に交通安全指定道路3号該当区間あり ・緊急輸送道路(1次)に指定		
	事業の特殊性	◆前回から変更はない ・トンネル掘削は機械掘削であり標準的な工法のため特に技術的に困難な工法を要していない。		
対応方針	対応方針案	・継続		
	理由	・地元からの要望は強く、事業実施により、緊急輸送道路として災害時の安全な通行空間の確保、歩道設置による歩行者の安全性向上、バイパス整備による孤立集落の解消等の効果が得られることから、事業継続としたい。		

# 事業箇所位置図



### 費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般県道 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 平成27年度～ (2015) 令和59年度 (2077)  (期間の内訳) 事業期間  平成27年度～ (2015) 令和9年度 (2027) 維持管理期間  令和10年度～ (2028) 令和59年度 (2077)	道路建設費	完成2車線	3,229,000	(テスト・用補含む)
	維持管理費		244,000	
			合計	3,473,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 令和10年度～ (2028) 令和59年度 (2077)  (期間の内訳) 事業完了後  令和10年度～ (2028) 令和59年度 (2077)	走行時間短縮便益		1,325,000	
	走行経費減少便益		189,000	
	交通事故減少便益		18,000	
			合計	1,532,000
総費用額 (C)	3,540,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	594,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率 (B/C)	594,000/3,540,000=0.17≒0.2			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路として、災害に強く安全な通行空間の確保</li> <li>・歩道設置による歩行者の安全性向上</li> <li>・バイパス整備による孤立集落の解消</li> </ul>				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	落石や越波等が発生する現道を回避することによる防災機能の強化、歩道利用者の円滑な通行機能確保（変更なし）
			路線現況	■	■	（前回）平日交通量485台/日、歩行者通行量 39人/12h、自転車通行量 18台/12h（H30実測） （今回）平日交通量553台/日、歩行者通行量 32人/12h、自転車通行量 6台/12h（R5実測）
			道路幾何構造	■	■	幅員の改善（最小幅員3.7m<計画幅員5.5m）（変更なし）
			緊急を要する現状の課題	■	■	旅行速度の改善（現況旅行速度30km/h：H26→R5実測<設計速度40km/h）（変更なし）
			交通事故発生状況	■	■	死傷事故が3件/10年発生（変更なし）
			渋滞状況	□	□	—
			通学路の指定状況	■	■	交通安全指定道路3号該当区間（名護屋小学校はH29.3廃校 蒲江翔南学園H29.4開校の通学路）（変更なし）
			緊急輸送道路の指定状況	■	■	1次ネットワーク（変更なし）
	代替路の指定状況	■	■	迂回が必要な場合は、国道388号～東九州自動車道～古江丸尾尾線を通行し、20km、29分の迂回が必要（変更なし）		
	関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	□	□	—	
	○整備効果	事業実施により得られる効果	防災対策に係る効果	■	■	地域防災計画で指定されている避難所（名護屋地区公民館等）へのアクセスが強化される（変更なし）
			交通事故対策に係る効果	■	■	車道幅員の拡幅による通行車両の安全性向上、歩道整備による歩行者の安全性向上が図られる（変更なし）
			小規模集落対策に係る効果	■	■	丸市尾地区、葛原地区へのアクセス強化（変更なし）
			ネットワーク整備に係る効果	■	■	蒲江地域から東九州自動車道蒲江IC・波当津ICや延岡市方面へ繋がる広域ネットワークを形成 緊急輸送道路1次ネットワークの隘路区間（丸市尾～県境）における、安全・安心な通行空間の確保（変更なし）
都市空間整備に係る効果			□	□	—	
その他の効果			□	□	—	
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C=0.2 ※B/Cでは十分に評価できない防災機能の強化が期待される
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	関係法令や技術基準等への適合状況 事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	コスト削減に向けた工種・工法の導入	□	□	—
			地域材の有効活用、地域内発生した建設副産物の使用	■	■	建設発生土を盛土材に利用、アスファルト・コンクリート、砕石は再生資材を利用（変更なし）
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	近隣住宅への配慮	■	■	地形改変による影響が小さい計画としている（変更なし）
			周辺の住環境への配慮	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用し周辺の住環境の負荷軽減を図る（変更なし）
			景観への配慮	■	■	法面部には植生を行い周辺景観との調和を図る（変更なし）
			残土処理の状況	■	■	発生土量52,000m <sup>3</sup> のうち、40,000m <sup>3</sup> は民間造成地に搬出済み、他12,000m <sup>3</sup> は佐伯管内公共工事間流用
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	カマエカズラ（県指定文化財：天然記念物）があるが、トンネルにより地形改変が最も少ない計画としている（変更なし）
			○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■
事業実施環境	○事業の成立性	市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	佐伯市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に図っている（変更なし）
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	期成会を通じ、関係各区分との調整を実施しており、事業への理解を得ている（変更なし）
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	□	□	—
		都市計画	都市計画	□	□	—
	○事業の特殊性	上位計画等との関連	おおいの道構想2015	■	■	地域ネットワークの整備（変更なし）
		交通安全指定道路	交通安全指定道路	■	■	交通安全指定道路3号該当区間（名護屋小学校はH29.3廃校 蒲江翔南学園H29.4開校の通学路）（変更なし）
		地域防災計画	地域防災計画	□	□	—
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択基準、適合状況	■	■	道路法第29条に基づき事業を実施（変更なし） 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）
他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	—		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□	—	
技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	—		

\* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

\* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。